

参議院経済産業委員会議録第六号

第一百五十六回
午前十時開会

平成十五年三月二十七日(木曜日)

三月二十七日
委員の異動

辞任

藤原 正司君

補欠選任
峰崎 直樹君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

田浦 直君

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 佳丈君

平田 健二君

小林 温君

近藤 勝嗣君

関谷 福島啓史郎君

保坂 三藏君

直嶋 正行君

藤原 正司君

峰崎 直樹君

築瀬 若林

秀樹君

松 あきら君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

広野ただし君

田中 慶秋君

平沼 起夫君

副大臣

内閣府副大臣
内閣府副大臣

経済産業副大臣
経済産業副大臣

伊藤 達也君
根本 匠君

高市 早苗君

中馬 西川太一郎君

森山 弘毅君

西川 公也君

竹島 裕君

塩入 武三君

江崎 芳雄君

房村 精一君

石井 道遠君

村上 喜堂君

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白川 方明君

福岡 康夫君

参考人

国土交通大臣官
房審議官 松原 文雄君

日本銀行理事 白

ざいますが、世界経済の先行き不透明感が一層深まる中になりました。我が国経済が脆弱な基盤の上に微妙な均衡状態にあることに変わりはないと思ひます。

そこで、まず産業活力再生特別措置法につきまして平沼大臣にお伺いをいたします。

今申し上げました日本経済の現状にありまして、産業再生は持続的経済成長を目指す上で極めて重要な要素であると 思います。不良債権処理と共に並行いたしまして是非とも成功させねばならないと思っております。

現行の特別措置法は三年半前の平成十一年十月一日に施行されました。その目的は、経営資源の効率的な活用を通じて我が国経済の生産性の向上を図るため、特別の措置として、事業者が実施する事業再構築を円滑化するための便宜を図り、特に中小企業者による新事業の開拓を支援することなどを通じて、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することであると理解いたしております。

事業は本年二月二十七日現在で、総計百八十三件に達していると聞いております。当該事業者には、登録免許税の軽減、不動産取得税の軽減、設備廃棄に伴う欠損金の特例、政府系金融機関の低利融資等の支援措置が適用されてきたわけであります。一方、日本経済の現状はデフレ状態から脱却できず、また三つの過剰、すなわち過剰債務、過剰供給、言い換えれば、需要不足あるいは過剰雇用にある状況は依然解消されていないと思います。これを踏まえまして、現行の特別措置法の三年半の実績をどのように総括をされるのか、目的は十分に達成されたと考えておられるのか、また何が評価でき、また何が力不足であったかなどにつきまして、お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○國務大臣(平沼赳氏) 近藤先生にお答えをさせていただきます。

現行の産業再生法といいますのは、企業の選択と集中を促進することによりまして生産性の向上

○近藤剛君 ありがとうございます。

次に、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につき、お尋ねをいたします。

を図りまして、我が国産業の活力を再生することを基本理念として、御指摘のように一九九九年の十一月一日に制定をさせていただきました。その制定から現時点までの三年半の間に百八十三件と、こういうふうにおっしゃられましたけれども、百九十四件の事業再構築計画の認定実績がござります。例えば、日産自動車、トヨタ、ソニー等の企業が事業再編をし、その競争力を強化する際に、実例としては同法を活用してきております。

○國務大臣(平沼赳天君) 私どもは、そういう形で先ほどちよつと答弁で申し上げましたけれど

も、我が国産業全体の生産性を示すROAの推移を見ますと、産業再生法の制定後はいったんは持続して減少の一途を辿るが、その後は回復する傾向が見受けられます。

ち直したんですねけれども、再びそれが下落に転じております。回復基調が定着し難い、こういう状況にあると、こういうふうに思つております。

これは、御指摘のように過剰供給構造、そして過剰債務問題が一段と深刻化していると、こういう〇近藤剛君 ありがとうございました。
次に、産業再生に関し、重要な対象分野であり

う状況でございますので、この産業再生法の抜本改正案では過剰供給構造や過剰債務の問題にも対応してまいります。流通並びに建設・不動産業界につき、お尋ねをいたします。

応するために、今お触れいただきましたけれども、過剰供給構造にある事業分野において複数の企業が共同で、どのように過剰供給を打破するための再生策を考え、具体的に何を実施していくかについて、今まではまだ、流通業界の問題を今までどのように認識され、どのような再生策を考え、具体的に何を実施していくかについて、今まではまだ、

が共同してあるいは過半数の企業から他の企業が事業を承継をして、企業の壁を越えて、技術、人材等の経営資源を強みのある分野に集中する思

い切つた取組に対して、税制ですか商法上の特例措置、こういうことを支援することによつて私はお伺いをいたします。

どもは実を上げていきたい、そういう一つの背景の中、今回、産業のいわゆる再生法の抜本改正、

えるかということですが、消費の低迷の中で売上
げが六年連続対前年割れをしております。これは

こうすることをお願いをしている、こういうことでござります。

○近藤剛君 ありがとうございました。
改正案におきます支援措置を拡大拡充して、商
法の寺例、果税の寺例、中小企業信用保険法の寺
業も多くのござります。

このように、経営不振の流通企業がどのように経営再建を進めるかということについて、こうした状況におきまして、別枠、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例が図られております。また、税制

面においても法人税の欠損金の繰越期間、五年から七年への延長、さかのぼる期間は一年であるが、つきましては、基本的には当該企業と金融機関などが話し合って自主的に判断すべきものであると

繰戻し還付の対象範囲拡大、すなわち従来の設備

思います。そして、当該企業自らが金融機関の支

援の下で危機感を持った構造改革の取組を行う場合には、当省といたしまして、現在御審議いただいております産業再生法等も活用してまいりたいと考えております。

一方で、経営計画の目標を達成できずに、金融機関の支援を受けられない中で法的整理に移行するような場合も生じておりますが、このような場合には、中小企業や雇用などのセーフティーネット対策、こちらに万全を期してまいりたいと思います。

既にセーフティーネット保証制度で、先生御存じのとおり、例えば取引先の倒産ですかいろんな指標に応じまして対象を広げております。セーフティーネットを通じて主に支援をしてまいりたいと思っております。

○近藤剛君 ありがとうございました。

引き続き、今度の改正法も十分活用されまして、施策を進めていただきたいと存じます。

同様の質問を建設・不動産業界につきまして、国土交通省にお伺いをいたします。

○政府参考人(松原文雄君) 建設業界の状況についてでございますけれども、ほぼ十年くらい前に建設投資がピークでございましたが、そのときに比べまして、現在、市場規模が約三割縮小をしておる中でございます。全産業に占めます建設業の倒産件数も約三分の一に上るというようなことになつております。過剰供給構造という中で非常に厳しい経営環境に置かれております。

そういう中で、既に大手あるいは準大手のゼネコンの間では、例えれば会社更生法などがあることは、民事再生法等の法的整理、これが相次いでおりますが、これに加えまして合併それから経営統合、不採算部門の分社化などなど、再編の動きが次々と具体化をされているところでございます。私ども、個々の企業の再編、再生につきましては、行政としてどうのこうのということではなくて、基本的にその企業の経営者の方、あるいはその関係の皆様方で御決断、あるいはその御責任で御判断をいただくということだと思っておりますが、行政いたしましても、例えれば一定規模以上

の公共工事につきまして、履行保証割合を引き上げることによりまして、経営不振企業が公共工事に参入することにつきまして一定の抑制を行うとか、あるいは企業が得意分野を伸ばすためのいろいろな再編を行います場合に、建設業法の許可手続でございますとかあるのは企業の評価制度、そういうもの面におきまして、そういうたとえでござりますと、そういうたとえでございます。

いつたものの面におきまして、そういうたとえでござりますと、そういうたとえでござります。

技術と経営に優れた企業が生き延びれるようにということで従来から取り組んできてるところとして企業・産業再生に関する基本指針が策定された際に、事業分野別の指針といたしまして、建設業の再生に向けた基本指針をいたしました。この中で、特に建設業は供給過剰構造にあるということを踏まえまして、安易な企業救済となるないように再生可能な企業に絞って事業再生を支援をするという考え方の下に、通常の基準に加えまして、一つには事業規模の縮小又は二以上の企業の経営統合あるいは事業再編を伴うことと、二つ目には、収益性、安定性、健全性などの三つの観点から見て、再生計画によって再生した暁には、したがつておむね三年程度がめどということがなるわけでござりますけれども、その後には業界の平均的水準並みにまで立ち直ることということを要件として加重をいたしております。

○近藤剛君 ありがとうございました。非常によく分かりました。

正におつしやるとおり、企業再生ではなく産業再生をねらいとすべきであると思います。産業全体の競争力、生産性向上に向けて引き続き、先ほど御説明ございましたよな税制等も含めまして、あらゆる施策を動員をして御努力をお願いをいたしたいと存じます。

次に、改正法第二十九条の三にあります中小企業再生協議会についてお伺いをいたします。

本改正案を先取りする形で、福井県におきまして早速、中小企業地域再生協議会が結成されたと聞いております。その他の地域も含めまして近く合計二十七の協議会が結成される、そして最終的には全四十七都道府県に一つずつ協議会が設立されるとのことであります。地域経済の担い手あります商工会議所、商工会などが核となつております。事業再生を進める中小企業を支援していく地元組織として、その活躍を大いに期待したいと思います。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

りまして、この業界につきましても、今いろんな何といいましょうか、再編、再生、そういうたとえが各企業におきまして進んでおるところでござります。特に、新たな芽といたしまして、不動産の証券化というような新しいビジネス、そういうものも出てきておりまして、そういうところに向かまして、これも同様に行政といたしまして環境整備に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

○近藤剛君 ありがとうございました。非常によく分かりました。

正におつしやるとおり、企業再生ではなく産業再生をねらいとすべきであると思います。産業全体の競争力、生産性向上に向けて引き続き、先ほど御説明ございましたよな税制等も含めまして、あらゆる施策を動員をして御努力をお願いをいたしたいと存じます。

○副大臣(西川太一郎君) 長官に御指名でござりますので、具体的なことは長官からお答えをいたしたいと思います。

本改正案を先取りする形で、福井県におきまして早速、中小企業地域再生協議会が結成されたと聞いております。その他の地域も含めまして近く

合計二十七の協議会が結成される、そして最終的には全四十七都道府県に一つずつ協議会が設立されるとのことであります。地域経済の担い手あります商工会議所、商工会などが核となつております。事業再生を進める中小企業を支援していく地元組織として、その活躍を大いに期待したいと思います。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

二月七日に福井県をスタートしまして、三月二十四日に愛知県と鳥取県が加わりまして二十七、そして六十六人の専門家を常駐させまして行うわけでございますが、全体会議と支援業務部門といいます。

て無税償却を認めてほしいとのことあります。また、一昨日の本委員会でも議論されました、債権区分につきましては、経営改善計画に基づき金融機関が協力して再建支援に取り組む場合、金融機関は債権区分のランク引下げを余儀なくされることがあります。また、経営改善計画に基づく資金調達につきましては、特別融資制度の創設、信用保証協会が行う信用保証に対する損失補てんの強化が必要であるという意見もあります。さらに、中小企業地域再生協議会の運営につきまして予算を十分に手当てしてほしい、窓口及び専門スタッフの充実が不可欠であるといった要望も聞いております。

これらの諸点も含めまして、長官にお答えいただきたいと存じます。

○副大臣(西川太一郎君) 長官に御指名でござりますので、具体的なことは長官からお答えをいたしたいと思います。

まず、中小企業地域再生協議会の運営につきましては、債権区分でござりますと、債権区分につきましては、経営改善計画に基づき金融機関が協力して再建支援に取り組む場合、金

融機関は債権区分のランク引下げを余儀なくされることがあります。また、経営改善計画に基づく資金調達につきましては、特別融資制度の創設、信用保証協会が行う信用保証に対する損失補てんの強化が必要であるという意見もあります。さらに、中小企業地域再生協議会の運営につきまして予算を十分に手当てしてほしい、窓口及び専門スタッフの充実が不可欠であるといった要望も聞いております。

これらの諸点も含めまして、長官にお答えいただきたいと存じます。

○副大臣(西川太一郎君) 長官に御指名でござりますので、具体的なことは長官からお答えをいたしたいと思います。

まず、中小企業地域再生協議会の活動がどうのうなものであつてほしいのか、また政府とし

てどのように支援協力していくのか、基本的な考え方につきまして、中小企業庁長官にお伺いを

したいと思います。

また、中小企業地域再生協議会を運営する民間側から幾つかの要望が出されております。そのうち主なものといたしましては、税制面については、

経営改善計画に沿つて金融機関が債権の一部放棄など軽減措置を取る場合には、税制上の措置とし

ます。

○政府参考人(杉山秀二君) お答え申し上げま

順番があれでございますが、まず予算の点で申し上げますと、補正予算、十四年度の補正予算、それから十五年度の本予算で、総計で約二十億円の予算を私ども確保したいということでお願いをいたしております。その中身は、主として常駐の専門家に対する謝金というようなものを中心にいたしておりまして、それ以外に、それらに協力をする専門家の方々の日当といいますか、謝金といいうようなものを中心いております。

現在、一年で一か所当たり大体三千八百万円ぐらいいの予算を講じてゐるところでござりますが、今、先生御指摘のとおり、やはり良質の人をきちんとそこにいていただくというのが業務遂行上大変重要でございますので、私ども状況をよく見ながら、そういった予算面での不都合によつて機能が損なわれるということがないよう、そこは十分に配慮をしていきたいというふうに考えております。

それから、政府系金融機関によります融資制度の点でございますが、御指摘のように、中小企業が再生に取り組む場合におきましては金融面での支援というのが大変重要であるというのは先生御指摘のとおりだと思います。

このために、政府系金融機関あるいは信用保証協会におきまして、再生を図るための中小企業に対する金融支援策というものを順次拡充をしてきておりまして、例えば政府系金融機関ですと、従来ではなかなか貸せなかつたようなそういう企業にも、企業再生を支援するという観点から、踏み込んだ融資制度というものもこの二月から発足をいたしております。そういうふたつを、既に実績も出ておりますけれども、こういったものも活用していきたいと思つております。

それから、保証制度につきましても、DIP保証とか、あるいはそういう再生のための保証制度というのもお作りをいただいておりますので、そういうことを拡充をしていきたいと思つております。

それから、保証に関する基金といいますか、その拡充でございますが、これも保証がうまくいくためにはそういうふた保証渋りが起こらないような財政的な手当てが必須であるということも御指摘のとおりでございます。この点につきましては、十四年度補正予算でお手当てをいただきましたけれども、私ども状況を見ながら、ありとあらゆる機会をとらまえて、そういうふた保証のための財政基盤の強化というものは図つていきたいというふうに考えております。

それから、債権の債務者区分の問題の御質問でございました。私ども、金融当局が金融機関に対して検査を実施します折には、やはり債務者区分は中小企業の有するいろんな特性を十分勘案して御判断をいただきたいというふうに考えております。その点は金融庁の金融検査マニュアル別冊・中小企業編でも明記をされているところですが、

こういった趣旨に照らして考えますと、やはり協議会の支援を通じまして、その企業の業況の改善あるいは今後の計画というものが十分立派なものになるというような評価を受ける場合には、その債務者区分の判断の要素にそういう点も十分組み込まれるというふうに私ども考えておりますし、そういう点につきましては引き続き事務的に金融庁ともよく御相談をさせていただきたいと、いうふうに考えております。

それから、最後になりますが、債権放棄の御指摘がございました。協議会におきまして、場合によりまして債権放棄を含みます再生計画の作成というものを支援するという場合もあると存じます。そういった場合に、支援を行う金額が合理的であって、かつ皆さんの間の負担も合理的であるというような場合には、できるだけそういった格好で私ども支援することになると思思いますけれども、そういうたよなことがちゃんと担保されるというようなときには、私ども、今、先生がおつしゃいましたような税制上の配慮が十分行われるべきだと思っておりまして、その点につきましては

○近藤剛君 ありがとうございました。おっしゃつたとおり、特に税制面、予算面、しっかりと実行をしていただきたいと存じます。

それでは、次に、産業再生機構関連二法案についてお伺いをいたします。

まず、この法律によつて設立されます株式会社産業再生機構と、第十四条により設置されることになります産業再生委員会の人事につきまして、谷垣大臣にお尋ねしたいと思います。

このようないくつかの組織が本来の目的を達成できるか否かのかぎを握るのがその任に当たる人材あります。社長、委員長、取締役、委員、メンバーの選任基準、期待される具体的な役割などにつきまして、基本的なお考えをお示しいただきたいと思

○國務大臣(谷垣禎一君) 機構の社長、それから
産業再生委員会の委員長、このお役目は、産業再
生ビジネスの真っただ中で機構を運営していく責
任を担つていただくわけです。

この機構の性格から見まして、ある意味で公と
いいますか、公が関与する仕組みでもござります
ので、公正公平な立場から機構を運営していただ
く、そういう方でなければいけないというのは當
然のことだらうと思いますが、それと同時に、マー
ケットから信頼を得る方でないとこのような仕事
をうまく担つていただけないだらうと。そういう
能力、経験をお持ちの方が必要だというふうに考
えてまいりまして、先般あくまでこれは候補と
いうことでございますが、お二人のお名前を発表
させていただいて、私としては、先ほど述べたよ
うな考え方からベストの人選ができるのではないか
かと思つております。

そこで、社長候補の齊藤惇さんですが、この方
は野村証券あるいは住友ライフ・インベストメン
トで仕事をされました経験から、債券とか株式あ

通しておられますので、投資家としての幅広い視点というのも持つておられる。そういう意味で、機構の運営に当たつていただく、そういう幅広い視点、マーケットへの見識という点から機構の経営に、運営に当たつていただくことを期待しているところでございます。

それから、委員長候補の高木新一郎教授ですが、この方は弁護士で裁判官の経験も、経歴もお持ちでございます。また、私の整理ガイドライン研究会の座長もお務めになりましたし、このガイドラインに基づいて多くの再生案件に関与されましたし、さらに、経済産業省の早期事業再生研究会の座長もお務めになつてあるところであります。が、企業再生に関する法務実務の第一人者という方であろうと思っております。

そういうお立場から委員会の運営に当たつていただくということを期待していると、こういうこと

○近藤剛君 よく分かりました。
お話ししていただきましたとおり、社長、委員長に
続きまして、実務を担当される立場の取締役の人
選につきましてもしっかりと取り組んでいただき
たいと存じます。

関連いたしまして、再生機構社長と再生委員会
委員長の権限と責任につき、お尋ねをいたしたい
と思います。

具体的な事業再生案件につきまして支援するか
否かの決定につきましては、第十五条におきまし
て、社長ではなく、会社内部の組織である産業再
生委員会が権限を持つとされております。一方、
会社経営の全体の責任、業績にかかる責任は當
然、最高経営責任者としての社長が負うことにな
ると思います。この仕組みで、権限と責任とのそ
ごどいう問題が生じないのでしょうか。

社長、委員長 委員会の権限、責任をどのように
整理して理解したらよいのか、基本的なお考
えをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 機構の社長は、代表取

例えば、これは金融政策という位置付けではございません、金融システムという面での位置付けでござりますけれども、株式の購入を取つてみますと、金融機関が保有する株式を購入する際、格付の高い株、銘柄に限定して買ひ入れておりますほか、含み損が発生した場合にはこれは引当金を計上するとということを行つております。

それから、資産サイトで最も大きなウエートをしておりま
す。ウエートを持っております国債に見
つきましても、価格変動に備えましてリスクに見
合つて十分な引き当てをするということも行つて
おります。

いすれば、日本銀行としまして、財務の健全性を維持するということは政策遂行能力を確保する、あるいは通貨に対する信認を維持すること是非常に大事だというふうに思つておりますので、今後とも、資産保有に伴う様々なリスクを適切に把握しまして、その上で財務の健全性確保にも努めてまいりたいというふうに思つております。

それから、国債バブルという点の御質問でございます。

いすれば、日本銀行としまして、財務の健全性を維持するということは政策遂行能力を確保する、あるいは通貨に対する信認を維持すること是非常に大事だというふうに思つておりますので、今後とも、資産保有に伴う様々なリスクを適切に把握しまして、その上で財務の健全性確保にも努めてまいりたいというふうに思つております。

それから、国債バブルという点の御質問でございます。

現在、日本銀行は長期国債を買入れております。それどころか、その際、長期国債の買入れといふものを銀行券の残高、これを上限としますよといふことを二年前に発表をしております。これは、先ほど先生の御質問の、日本銀行の財務の健全性等も含めまして、通貨あるいはその財政に対する信認を確保するという意味でも、大きな意味を果たしているというふうに思います。

そうしたものに対する懸念がいささかなりとも生じますと、それでその市場が不安定になつてくるということが懸念される。そうなりますと、デフレの克服ということ自体がまた危うくなつてしまります。その辺も十分に意識して政策運営に努めてまいりたいというふうに思つております。

○近藤剛君 ありがとうございました。お話を伺いました。

いまして、安心をいたしました。

— 10 —

に金融政策には魔法のつえはないと思は思つております。本来の中央銀行としての役割を骨太に果たし続けてほしいと考える次第でございます。

次に、金融庁にお尋ねいたします。

当面のデフレ対策として、いろいろな場で、固定資産減損会計導入時期の延期あるいは有価証券の強制評価減の見直しの議論がなされております。直接的には企業会計基準委員会の担当ではあらうかと思いますが、金融庁として、この問題につき、どのように考えておられるのか。国際的な視点も踏まえまして、お考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○副大臣(伊藤達也君) お答えをさせていただきます。

国際的な視点も含めてというお話をございましてが、やはり前提として、証券市場に対する内外

しても、七割近くはその増益を確保するということが予想されているわけでありますし、経常利益の合計を予想で見てみますと、これはあのＩＴブルのときになされた二〇〇一年の三月期決算と比較をすると、もう九〇%近い状態にもう戻っているわけでありますから、こうした企業の努力というものを機関投資家だけではなくて個人投資家も是非評価をしていただいて、その投資をそうした企業の努力に対応してしていただく。そのことによつてその市場の厚みが増していくことに、よつて市場がやはり活性化していくということが極めて大切なかなというふうに思つております。

お尋ねがありました固定資産の減損会計につきましては、財団法人の財務会計基準機構におきまして適用のための実務上の指針の検討が進められ

の促進と金融機関の自己資本の質的な強化に向けた税効果会計見直しの大前提いたしまして、金融庁の提案は速やかに実現されるべきと考えますが、この点につきまして、金融庁のこれから進め方についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○副大臣（伊藤達也君） 御指摘のこの繰延税金資産にかかる税制の改正については、私どもも大変重要である。金融システムの信頼性の観点からも非常に大切であるということで、昨年来要望を行い、関係当局に要請をしてきたところでござります。

この要望につきましては、与党の皆様方の中でもこの税制改正を急にやつぱり検討していくことが必要だということで改めて御提案をいただい

の投資家の信頼を高めて、そして市場の活力といふものを向上させていくためには、その適正な財務認識とそれからディスクロージャーが極めて大切である、不可欠であるというふうに考えておりました。

そうした観點からしますと、その会計基準を仮に恣意的に変更することによって、その企業の活動の実態というものを隠していく、あるいは見えにくくなるということになれば、これは投資家の信頼を失いかねないんではないかというふうに考えております。

今、様々な指標を見てみると、例えばP/B R

ているところでありますし、また有価証券の強制評価減につきましては、従来から商法及び会計基準に定められており、実務でも定着をしていくと、いうふうに認識をしております。
与党におきまして議論がなされておりますことを承知をいたしておりますが、まずはこうした財務会計基準の機構において産業界あるいは金融界を含めた経済界の意見を踏まえてその実務的に検討していくことが必要であり、私どもはその議論を注視をしてまいりたいというふうに考えております。

ているところでござりますので、先生にもこの問題についても積極的に取り組んでいただいておりますので、私どもとしても引き続き強力に本税制の改正が実現できるよう努めをしてまいりたいというふうに考えております。

○近藤剛君 ありがとうございました。

ただいま金融庁から御説明がありました引当金・償却税制につきまして財務省はどのようにお考えか、お聞かせいただけませんでしょうか。

○大臣政務官(森山裕君) 金融機関の不良債権にかかる税制上の対応についてでございますけれども、銀行の自己資本の充実に関する金融行政及

副大臣の御説明は極めて心強いものであると感じてお聞きをいたしました。正に健全な資本市場の育成、生産性の向上を通じた実体経済の改善こそが極めて重要な段階にあると私も認識しております。

また、産業再生と並行して進めるべき不良債権の処理に関連をいたしまして、金融機関の貸出し債権に係る引当金割増し、引当金積み増しあるいは償却に関する税制の問題がございます。昨年の税制改正の議論に際しまして金融庁はパッケージとしての御提案をされたわけでございますが、残

び企業会計制度を含めた対応の全体像と併せ、課税の適正公平、税務執行、納税者全体に及ぼす影響等を踏まえつつ、今後も検討を続けてまいりたいと考えております。

○近藤剛君 ありがとうございました。

をしておきたいと思います。

引き続きまして、財務省にお伺いをいたします。

三月に入りましてから株式市場はバブル崩壊後の安値を更新をしております。また、長期金利は

質の逃避等を背景に過去最低を更新いたしました。今や国債バブルであることは間違いないと思

います。金融部門が保有する国債の残高に、國の

民間からの借入金や郵貯、簡保等を加えましたい

ます。十六兆円に達しているわけであります。正に GDP の一・四倍を超しているという状況であります。

財務省の公的債務管理政策に関する研究会が

三月の五日に第一回目の会合を開いたと承知をし

ておりますが、これなどは大変意義の深い動きで

あると思います。

国債の平成十五年度新規発行三十六兆円とい

うことございます。これからも借換えの問題もあ

るわけであります。国債管理を適切に行なうことは

喫緊の課題であろうかと思います。

財務省として国債管理政策をどのように進めて

いかれるのか、また、先ほど日銀の方からお話を

ございました日銀の抱えるリスク増大の可能性と通

貨発行益の処理の在り方につきまして、基本的な

財務省としての考え方をお聞かせいただきたいと

思います。

○大臣政務官(森山裕君) 国債の管理政策に関する件でございますが、今、先生がお触れいただき

ましたように、財務省の理財局の下に国債等に関する懇談会、研究会が三つございます。

一つは国債市場懇談会でございまして、平成十

二年九月より議論を重ねてまいりまして、二十五回その会議を開催をいたしております。主に、国

債の発行手続の在り方や、国債の種類あるいは国

債の商品性等々非常に具体的な国債発行政策の在り方について議論をお願いをしておりまして、こ

の市場懇談会は国債を売る立場の方々の御意見を伺っているところでございます。

もう一つは国債投資家懇談会でございますけれ

ども、この投資家懇談会は、国債を買っていただ

く投資家の方々の御意見を伺うわけでございます

が、これは平成十四年の四月からこの懇談会を

持つております。これまで四回ほど開催をさせていただきました。

今、近藤先生お触れになりました公的債務管理

政策に関する研究会は、経済財政諮問会議において提案をされたものが具体化された研究会でござ

りますけれども、ここでは非常にマクロな視点から、国債に限らず、郵貯や年金あるいは政府保証

債務などを含めて公的資金が金融市场においてどういう影響を与えるか等々について専門家の方々

の御意見を伺うということございまして、このよう

に三つの懇談会、研究会の御意見を伺つてい

るところでございますが、おっしゃるとおり、今後も国債の大量発行が続いていくことが予測をさ

れますので、国債発行当局といたしましては、国

債の確実かつ円滑な消化を図るとともに、長期的な調達コストを抑制をするため様々な取組を行つてまいりたいと考えております。

もう一点、日銀の通貨発行益等の問題について

でございますけれども、通貨発行益は基本的には

国民に帰属すべき性格のものであると考えております。他方では、中央銀行の信認を維持するため

に日銀の財務の健全性にも十分配慮していく必要があるとも考えております。したがって、日銀が

株式等の購入を行う場合には、当該資産の価格の変動により生ずる不測の損失に対し引当金の計上

等適切な対応を行う必要があります。このため、日銀納付金への影響を極力回避することはもちろ

んであります。財務省としては、納付金への影響だけではなく、その目的や効果、損失の発生が回復される仕組みとなつてあるか等具体的な内容に沿つて様々な観点から検討し、十分議論をしてまいりたいと考えております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 産業再生機構は、機構の目的にもございますように、事業、産業の再生を、不良債権処理の加速化と併せて、委員会がおっしゃいましたように総力を挙げて強力、迅速に推進していく、そういう目的の下に作られる

再生という手法を通じて産業の再生に寄与するも

のでございますけれども、今もいろいろ御議論のございましたマクロの目的というのも念頭に置

きながら、十分念頭に置きながら、機構が民間マーケットの創出や、あるいは更に大きく言えば日本

再生に向けて産業再生は喫緊の課題であり、経済政策のかなめであると思います。是非、小泉内閣

の総力を挙げて成功させていただきたいと思いま

す。

今までの議論を踏まえまして、最後に、平沼大臣と谷垣大臣の御決意と御抱負をお伺いをいたし

たいと存じます。

○国務大臣(平沼赳氏君) 今、日本というのはデフレ状況の中で非常に厳しい状況にあるわけであ

りまして、これまでもそのデフレ克服のために経済産業省としてはいろいろな施策を行つてまいりました。産業競争力のいわゆる強化の問題、中小企業の対策、さらにはこの国の経済の血液にも等しいエネルギーの安定供給、そしてさらには、我々

としてはイノベーションを起こして、そして技術革新によって我々は競争力も付けていかなければならぬと、こういったことを一連やつてまいり

ましたし、それに対応して、例えば補正予算で予算を獲得させていただいて中小企業に対するセーフティーネットを拡充すると、こういうこともや

ならないと、こういったことを一連やつてまいり

経済の再活性化の起爆剤になるように私どもも全力を挙げて取り組みたいと思っております。

○近藤剛君 終わります。ありがとうございます。

○若林秀樹君 民主党・新緑風会の若林でござい

ます。

具体的な法案の質問に入る前に、産業全体につ

いての課題についてお伺いしたいと思います。

産業再生というのは今始まつたわけじゃあり

ませんし、常に時代のやっぱり付き物だと思うんです。なぜ機構法案まで機構まで作らなきゃいけないまでになつたかという、その原因がどう

なのかなということを、私はやっぱりきちっとはつきりさせることが必要ではないかなというふうに思つています。

不良債権処理、過剰債務等、これは病気で言え

ば症状なんですね。対症療法というのももちろん必要ですけれども、やっぱり病根、病巣に行か

ないと本当の意味での私は再生にならないのではないかというふうに思いますので、まず、谷垣大臣に、根本的な問題として、特に八〇年代後半からバブル崩壊後この十数年間に何が起きたのか、何が問題、本質なのかということについてお伺いしたいなというふうに思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 我が国は経済は世界的規模の社会経済変動が起つて中で、単なる景気循環というだけじゃなくて、複合的な構造要因と申しますか、そういう停滞に直面しているんだろうというふうに思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 我が国は経済は世界的規模の社会経済変動が起つて中で、単なる景気循環というだけじゃなくて、複合的な構造要因と申しますか、そういう停滞に直面しているんだろうというふうに思います。

産業再生の現状も、上場企業の収益性とか効率性に関する基本的指標であるROAが九〇年代を

通じまして非常に低迷しておりました。それから、設備や雇用の過剰感も一時は改善傾向というものにあつたわけですが、九八年以降、またその過剰

感が上昇してきておりますし、技術進歩の伸び、いわゆるTFPというんでしようか、そういう技術進歩の伸びも低迷したような状況になつて

いるところでございます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 産業再生機構は、機構の目的にもございますように、事業、産業の再

生を、不良債権処理の加速化と併せて、委員会がおっしゃいましたように総力を挙げて強力、迅速に推進していく、そういう目的の下に作られる

再生という手法を通じて産業の再生に寄与するも

のでございますけれども、今もいろいろ御議論のございましたマクロの目的というのも念頭に置

きながら、十分念頭に置きながら、機構が民間マーケットの創出や、あるいは更に大きく言えば日本

金利負担が重くなつてきているということがあるて、いわゆる研究開発投資であるとかあるいは設備投資というものを企業が手控えてしまつて、その新規設備投資や新規事業投資の不振、研究開発の低迷、新市場開拓や需要創出の低迷というようなことになつてきているわけであると思います。全般としては、過剰供給構造とか過剰債務の問題が一向に解消していないと、こういう認識を持つておられるわけだと思います。

こういう状況を踏まえまして、現在、ます金融面においては金融システムに対する信頼を回復する、そのため不良債権問題を迅速に処理していくことが大きな課題となつておりますが、他方、産業面においても過剰債務企業が抱える優良な経営資源、優良な経営資源を持ちながら過剰債務に足を取られている。そういう優良な経営資源を再生しなければなりませんし、過剰供給構造を解消するための産業再編も促進していく必要があります。そのためには、産業再生可能なうちは、産業と金融の一体となつた対応が必要となつてきているんじゃないかなと、こういうふうに思います。

そういう中で、産業再生機構が果たしていく役割は、先ほども近藤委員に対して、マクロな課題を、マクロな視野も持ちつつと申しましたけれども、そういうマクロな視点を持ちながら具体的にはミクロの事業を再生していくことによって産業再生に寄与していくという、そういうミクロ的なアプローチを取らうとしているわけであります。が、そういうことを言わばオールジャパンで強力に進めて、先ほど申し上げたような現状認識の中で突破口を作つていきたいと、こんなふうに考えているわけでございます。

○若林秀樹君 話は分かるんですけども、出た話も、やはりROA幾らとか過剰債務が出てきたとか、あるいはデフレーションとかいます、これもやっぱり症状ですから、根本的な問題といふのは、私はやはりこのグローバル経済の中で総

体的に産業の競争力が弱まつてきていて、そこがやっぱり根本的な問題ではないかなというふうに思います。その上で、今マクロとミクロの話がありましたが、けれども、平沼大臣に、我が国の目指すべき将来の産業構造をどう考えるのかというふうにお伺いしたいと思います。

業、産業を再生することによって、そのことが将来自目指すべき産業とどういう位置にあるのかといふことが今回機構の中ではやっぱり見えないんですね。取りあえず前の前に、産業再生可能だとたらやってみる、それはいいんですけども、気が付いたら全然別の方向に行つて可能性があります。結果、再生したものは結局ほかに影響を与えるわけですから、その辺の関係は、私はやっぱりわり方があるかということが整理されていないであります。そこで、これから日本というのは、やっぱり産業競争力とおつしやいましたけれども、産業競争力をいかに付けていくかということが非常に重大だと思っておりまして、私どもとしても、一昨年の十一月に、省内にいわゆる産学の方々に集まっていただきて、そして約六ヶ月掛けて産業競争力戦略会議というのをやりました。そこでいろいろ議論をしていただきて、やっぱり日本の目指すべき産業競争力の分野というのは四つの柱という形にさせていただきました。

○國務大臣(平沼赳夫君) 大変重要な御指摘だと思つています。

我が国経済というものが右肩上がりで、そしてどんどん成長しているときは、産業の構造として、一つは成長産業をいかに伸ばすか、そして衰退する産業をどういうふうに収束するかと、こういうことで政策、構造上の政策力点が私は置かれていたと思っています。

益力を上げていると。

これは、なぜこうなったのかということについての明確な反省がやっぱり必要じゃないかなとうふうに思いますので、その辺について、内容はちょっとダブルのかもしれません、もう一度、ちょっとと丁寧に御説明いただきたいと思います。

○副大臣(西川太一郎君) まず、三月十九日の予算委員会で若林先生から御指摘をいただいて、私ども、正直言って強い反省のきっかけをいただいたと思って感謝をいたしております。まず御礼を申し上げたいと思います。

その上で、簡単に御答弁申し上げれば、確かにサムスン電子は二〇〇〇年の決算で最終損益では七千億円の利益を計上している。一方、今、先生御指摘のように、我が国の大手メーカーは二兆円の欠損。この差はなぜ出てくるのかと。

これ、一つは、韓国は国家的な戦略をしつかり持つたということ。そのきっかけは、IMFの管理制度に通貨危機、金融危機が陥つたということもあって、その中でサムスン電子を調べてみますと、韓国の友人たちからいろいろ聞いてみたのですが、まず第一に非常に人材の層が厚いと。四万八千人の社員のうち、博士号、修士号を持っている研究者が五千五百人もいる。それから、こんなこと言うとしからますが、労働組合がないと。それから、三万人のリストラを二年間でやつた、三人に一人退職をしてもらつたと。それから、コーポレートガバナンスで、外部のアウトソーシングで、十七人の取締役のうち七人を外部から優れた人を招いたと。

こういう努力があつて、それからもう一つは、やはり三十四事業を整理をして、五十二品目を整理をして、選択と集中を徹底させて、DRAMでは遂に世界一になつたと。それから、アメリカ市場では、もう日本がある意味では携帯の分野では駆逐されちゃつたと。液晶でも、世界の分野ではもう一位、二位になつて、下つても三位というところだと。

そういうことに比べて、我が国の七社は、もう

DVDはみんなで作る、冷蔵庫はみんなで作る、

テレビはみんなやるというふうに、みんな横並びで、白物家電から始まって、バブルのころ、良かつたときはそれでいいんですが、今や正に合従連衡や集中と選択、選択と集中、これをやつていかなといけない。

そういう意味では私は、結論として、韓国が税制で思い切つた国家戦略をやつたように、研究開発の減税とかIT投資減税とか、そういうものを積極的に国もやって、産業を指導していかなきやいけないと、こういう反省を、先生の御質問から短期間であります、私ども、体勢を立て直して臨んでいこうと、こう思つております。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

もう過去のことと言つてもしようがないと思うんですけども、八〇年代後半から九〇年代の初めぐらいまで非常にアメリカを中心的に経済摩擦があつて、バブル経済で、はじけたんですけども、その反動というんでようか、九〇年代は通産省も規制緩和していればいいんだというようないものじゃないですよというふうには私はあえて言いたいと思います。アウトソーシングするやいなんていうふうに多分、オーケストラの指揮者と言いましたけれども、指揮者というのは、例えば百人のオーケストラがいれば百人のパートスコアを全部暗記しているんですね。それで音楽的センス、経験があつて掌握力があつて初めて指揮ができるんで、そういう人材があれば別に問題ないわけで、それが足りないからアウトソーシングすりや済むなんていう問題じや私は全然ないと私は思つてますので、そこはやっぱり本当に慎重にやらないと、私は大変な過ちに私はなるんじゃないかなと。

今、副大臣がおつしやつたように、競争力強化に向けた政策を、改めて経産省としての役割を積極的に果たしていただきたいなという感じがしているところをございます。

まだまだ質問も用意しているんですが、ちよつ

と先に、ちょっと時間の関係上、再生機構の方を行つて、私の通告した中では十三番目になるんですけれども、(発言する者あり)あ、そうですか。私も改めて感じるのは、やっぱり現時点ではまだ政府が企業の生死を判断する事業はなじまないと思つてますし、本当にその判断する能力があるなんていうふうに思うのは、私は現時点で

は思つておりません。

生死を判断するというんじゃないという、多分、谷垣大臣はおつしやるかと思いますけれども、基本的に再生計画を見て本当にこれでいいのかどうかという判断をするのはやはり機構であり再生委員会であるわけですから、私はやっぱり生死を判断すると言つても過言ではないのではないかなどといふうに思ひます。

火曜日の議論を聞いていて、私は、非常にちょっとなりに企業の盛衰にかかわってきましたし、客観的に見てきた立場でありますと、そんな生易いものじゃないですよというふうには私はあえて言いたいと思います。アウトソーシングするやいなんていうふうに多分、オーケストラの指揮者と言いましたけれども、指揮者というのは、例えば百人のオーケストラがいれば百人のパートスコアを全部暗記しているんですね。それで音楽的センス、経験があつて掌握力があつて初めて指揮ができるんで、そういう人材があれば別に問題ないわけで、それが足りないからアウトソーシングすりや済むなんていう問題じや私は全然ないと私は思つてますので、そこはやっぱり本当に慎重にやらないと、私は大変な過ちに私はなるんじゃないかなと。

今でも、やはり政府のやることは、平沼大臣がいつもおつしやつてあるように市場原理にゆだねるということが基本でなきやいけないと思うんですけども、改めてそこについてのお考えを

ちよつと伺いたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 確かに、委員がおつ

しやるよう、本当に政府でできるのか、やっぱり民間で進めるべきではないかと。私は、おつしやることはよく分かるわけであります。それで、またそれができるための環境整備もいろいろやらなければなりません。それから、現実に相当難しい再生案件を処理された方々の経験を伺いましても、それはもう非常に厳しいものであると思います。

私は、アウトソーシングすればそれで済むなんといふうに簡単に思つてゐるわけではございません。それから、現実に相当難しい再生案件を処理された方々の経験を伺いましても、それはもう非常に厳しいものであると思います。

やはり、こういう言葉が適切かどうか分かりま

クトファイナンスみたいなようなことがよく言われますけれども、いろんな金融に関する新しい、何というんでしようか、ビジネスモデルを作つていくというようなことが多分みんな必要なんだろ

うと、いうふうに私は思つております。

それで、もちろんそういうことの主体は民間で進めていただかなきやなりませんし、政府がやるべきところもあると思いますが、しかし、この、

とによつて、これができたら自分もまた将来が開ける、これができなければ自分の言わばこの社会におけるキャリアもこれでおしまいだというようなら、切迫した緊迫感を持ちながら大きな事業の立て直しを行つてこられた方々、私は、そういうお話を聞きますと、やっぱりそういう緊張感がなければなかなか我々の機構も成功しないだらうと思ひます。

さらに、その話をしますと難しくなりますのは、そういうものが果たして、背景に言わば国がおりますような機構で、そういうような切迫感を持ち得るのかというようなことも、非常にこれはやはり相当な緊張感を持たなければなかなかそうはないだろうという思いもいたします。にもかからず、やはりこういうもので一步を進める过程中によつて、言わばブレーキスルーをして、マーケットも育て、人も育てということを果たしていくいたい。

非常に私も、私自身も難しい道を歩むということはよく承知しておりますけれども、そういう緊張感で臨みれば私は道が開けてくるのではないかと

○若林秀樹君　ありがとうございました。御決意は非常に伝わってくるものがありますけれども、中身はまた別の問題でもありますので。さらに、ちょっとお同いしたひんですけれども、

今回は株式会社の形態を取つておりますけれども、何ゆえに政府系の機関ではなく株式会社の形態を取るのかということと、じゃ株式会社としての収益、目指すべき約款に書くそういう源泉は何なのかということについて、二つちょっと併せてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) この機構は、先ほどの御議論のように、できるだけやはり民間が本来力を發揮すべきところであるということにかんがえますと、この機構は、もちろん資金調達に関する政府保証の付与とか、それから主務大臣に作つていただく過剰構造といったもの、支援基準、過剰構造を排除していくためにいろいろ支援基準を

作っていただくというふうに、言わば政治といいますか公、行政といいますか、それが関与する、公的性格も持っておりますけれども、基本的に、ここでやります仕事は民間の事業再生ファンドがやつておられるような仕事、それを、ここもやつて背中を押していくと性格のものでありますから、政府が関与するとか公が関与する組織の在り方も、これはいろんなものがございますけれど

も、そういう中で、一番民間の組織に、株式会社というものは本来民間の組織ですが、それを法で決

めた言わば特殊会社と申しますか、認可、政府が

○政府参考人(江崎芳雄君) お答え申し上げます。

すよ、それは。ある程度予算を組んで、その上でそれを変更するんだつたら分かるんですけどこれで、取りあえず大体こんな規模で、まずはやつぱ

金融機関等から預金保険機構に対しまして拠出ということで、五百億円程度の方向で調整中でござります。預金保険機構がこの拠出金をもちまして機構に出资をするということになるわけでござります。機構は株式会社でございますので、その業務から生じた収益につきましては株主に還元する必要があるという具合に考えてございます。

り人も集めなきやいけないですしあなたをどこで金貨で借りて云々というのはあります、そういう積算もあるわけですから、その辺の大体の概要についてお伺いしたいと思います。

ただ、機構につきましては、資金調達にいたしましても政府保証でございますとか政府の寄与などございますので、その辺りは、そういうものも勘案しながら、企業一般の配当動向、その他経済情勢等を踏まえて、一定割合の、利益が上がりましての場合には一定割合の利益配当を行なうということです。

か困難であろうかと考えますが、ある程度余裕をもつた金額を設定をして予算認可を受けるということになるのではなかろうかと考えてございま
す。

それから、もう一点のお尋ねの機構の年間の予算規模ということです。ですが、機構法におきまして、毎當業年度の開始前に主席大臣の認可を

二十番、言わなくていいのかと思ひますけれども取締役会と再生委員会の関係について、よろしいでしょうかか、そこに行きましたので、はい。

受けなければならないとされてございます。ただ、附則で、初年度でござりますが、この初年度につきましては機構の成立後遅滞なく認可を受ければいいということになつてござります。

私は、まず、これ法的な側面とガバナンスの問題、二つあると思うんですね。私は、再生委員会というのは、やっぱり経営の二重構造を単に作っているにすぎないんじゃないかなという感じもしているんです。さつきは、委員

予算を作成をいたしまして認可を受けるということでおざいますが、機構は、その性格上、買取りの申込みがあつて、その再生計画等々で出口が見えるというものを買い取つてまいりという性格でござりますので、現時点で買取り規模でございますとか、そういうものを設定をするということは

会は次に掲げることを決定するということで、支援するかどうかの決定、買取り期間の延長、処分まで含めて、もう機構そのものを、経営そのものを決定するということを決めているわけですよね、これ。これ、さつき委任という言葉を使わわれましたけれども、ここが決定するということに注

律上はなっているんですよ、これは。

一方、取締役会というのは、当然商法上の取締役会の権限と責任があるわけで、当然会社の方針を決定して取締役を監視するとか、あるいは権限では、恐らく私の記憶では、多額な借金をしたりするときとか、処分、財産を処分するとか、これ全部取締役会で決めなきやいけないんですよね。

さつき、財産何とか委員会でしたつけ、「(重要財産委員会」と呼ぶ者あり) というのがありましたが、これ取締役会の一部の責任をそこに負つては、恐らく私の記憶では、多額な借金をしたりするときとか、処分、財産を処分するとか、これ全部取締役会で決めなきやいけないんですよね。

るんであって、今回、これを見ますと、もう経営方針そのものを委員会にやだねているんですよ、これは等しいと、私はそういう理解をし、決定はどうしてもやっぱり矛盾するんで、まず法務省の御見解をちょっとお伺いしたいなと思います。

○政府参考人(房村精一君) 商法の基本的な考え方方いたしまして、株式会社における経営事項のうち、重要な財産の処分であるとか一定の重要なものにつきましては、これは取締役会が自ら決すべきであります。こういう原則を取つております。

ただ、御指摘の重要な財産委員会、これは一定規模の大会社について、取締役会の一部の取締役で構成される委員会でございますが、こういうものの設置を認めまして、そして取締役会で決定すべきこととされております。重要な財産の処分であるとか、一定の事項を更に取締役会から重要財産委員会に委任をすることを認めております。委任がされると、その重要財産委員会の決定が即取締役会の決定ということになりますので、商法上はそのような、取締役会からその一部で構成されるものについて、経営事項の重要なものについても更に権限を移譲するということが制度上はあり得るということをございます。

○若林秀樹君 今その御答弁の、関する質問なんですけれども、その一部を委任するわけですね。これはもうほとんど機構そのものを、全部をここへ委任しているわけですよ。さらに、これは委任じやなくて、決定をするということを株式会

社の法律の中に、ここに書いているわけですよ。

委任じやないんです、これは。それで、なおかつ委員会の委員長は、さつき言いましたように、取締役じやないんですよ。これはやっぱりちょっと、恐らく取締役を入れるという話をされたと思うんですが、ちょっとその辺、もう一回ちょっとその辺、法務省のちょっと見解をお伺いしたい。

○政府参考人(房村精一君) 直接的にはこの法律には所管ではございませんが、基本的な考え方としてはどうかというふうに考えたわけですね。いたしまして、先ほども申し上げましたように、法律の考え方としては取締役会が原則決めるべきである、しかし一定の事情の下に、法律でその取締役会が決定されているものを、更にほかへ委任することを認めるということはあり得るわけでございます。したがいまして、それはその必要性等に付いての判断によるわけだろと思います。必ずしも、商法の株式会社の考え方からして、そのような取締役会の権限が更に移譲されるということは許されないものではないということでござります。

○若林秀樹君 一部とすべてのちょっと関係がよく分からぬいんですけども。もう基本的には債権の買取りというのは、これはもう正に十兆円の保証枠を使うかどうかというもう決定的な判断ですかね。債権の処分、買取り期間の延長、再生支援するかどうかと、これは一部じゃないですよ。これ、もう機構そのもののやっぱり権限をここで決めるということが、私は屋上屋を重ねている部 分もあるし、ガバナンスの問題としてもあると思ふ。うんですよね。改めてその辺、谷垣大臣の御答弁を伺いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 確かに、委員がおっしゃいますように、通常のごく一般的な株式会社を前提としますと、この私どもの委員会で決定するところは本来取締役会の決定事項ということになります。しかし、取締役会のメンバーは、当然、全取締役でございますが、その中にはいわゆる管理、人事とか、そういうものをやついている者もいるわけですね。

ですから、先ほどちょっと委任という言葉を使いましたのは必ずしも私も正確に用語を使わなければ、代表取締役社長ではなく、ほかの方がやつぱり担当しているということは、やや違和感を私は感じます。

私が先ほど御説明の例に挙げましたのは、通常の会社でも、業務の決定機関である取締役会の議長は普通は会長というお立場の方がおやりになります。したがいまして、その取締役会の決議を受けて実際に業務執行の責任を負うのは、CEOといいますか、代表、社長がそういうことをおやりになつて、決定機関と執行機関のその責任体制を分けているというのが多く企業の例だと思います。そういうふうに考えますと、そういう一般的の企業の例と必ずしも異質なものではないというふうに思っていますが、この委員会の場合、そこどころにいろんな取締役の方を入れるんじゃなくて、再生計画というようなものを判断するのに最適の方々、そういう事業を執行したり事業を運営していく者とやはり少し距離を置いてと言うといけませんけれども、もう少し客観的な立場から言わば専門的な経験を持つ方に言わばお墨付きを出してもらおう、それ判定して、妥当性を判断してもらおうというのがこの委員会の性格でございます。

それで、もう一つ申し上げますが、この委員会のメンバーは全員取締役でございます。全員取締役でございますが、考え方としては、そういう計画でござります。それで、もう一つ申し上げますが、この委員会の形態を取つたときにやっぱりあいまいなところは私はぬぐえないんじゃないかなという感じがします。

その上でまたお伺いしたいんですけども、支援決定の審査のその優先順位ですね、基準。取り組みを立てた、業務をやっている者が立てるもの、妥当性を判断する委員会でございますから、一部の社長なんかはもちろん、社長になる方は業務執行もいたしますが、このメンバーに当然入っていたりになりますが、大部分は、執行をやる形の、業務執行を担当する取締役と、この委員会に入つてそれを、妥当性を判断する取締役、すなはち委員とは、大部分は切り離すという考え方で考えております。

○若林秀樹君 今ちょっととだんだん御説明いただ

めて私はなつたというふうに思つてゐます。

そういう意味では、今回、野党四党で雇用への配慮を含めて修正されたといつところでございまして、その雇用の安定等に配慮しつつ、あるいは労働者との協議の状況等に配慮するということについて、どういう意味を、どうすることを考えてこの法案に盛り込んだのかということについて、ちょっとと御説明をいただきたいと思います。

○衆議院議員(田中慶秋君) 若林先生の御質問にお答え申し上げたいと思います。

実は、今度の法案の中で、マスクミを始めとした一つの風評は、一つには銀行救済法じゃないとか、あるいはリストラ法じゃないとか、さらには大企業優先の法案ではないかといふ、こんなことが風評として流れていきましたので、そういう中でこの法案を検討させていただくに当たつて考えたことは、やはり日本という国が、資源のない日本が今日の繁栄を見たときに、やはり何といつても人的資源あるいは人的パワーということを大切にしなければいけない、こういう前提に立ちながら考えてまいりますと、雇用というものを最優先にしなければいかぬだろう。

今御案内のように、失業が三百五十万、こういふふうに言われておりますし、あるいは大卒高卒を始めとする新卒の人たちが、社会人としての夢を持つてそれぞれ勉学に励んだ人たちがその採用が約六割と言われるわけありますから、これはやはり政治の責任が重いだろう、こんなことも含めながら雇用というものについて、雇用の安定というのを大前提としなければいけないんじゃないか、こんなことをこの法案の中で私たちは十分議論をさせていただきました。そして、この目的のところに雇用の安定を配慮するという、この一項目を導入させていただいたわけでありまして、それぞれ議論はありましたけれども、与党と私ども民主党が中心となつてこの法案の修正をさせていただいたところであります。

もう一つは、やはり日本の今日までの過程を考えてまいりますと、近代的な労使関係ということ

が非常に重要視されてゐるわけであります。先ほど申し上げましたように、リストラ法案ではないかという心配もありました。

あるいはまた、民事再生法やあるいは營業譲渡の問題を考えておりまして、直も、民事再生法についてはそれを労使関係の話合いということが十分ここには導入されております。

しかし、今日のいろんな問題を考えたときに、やはりこの新しい一つの日本を再生する場合、働く側の人たちの意向も十分反映をさせていただこう、こんな考え方で労使、政労使ということが外國ではよく言われるわけでありますけれども、しかし日本の場合のこの労使関係というものについて、はるかに日本の場合は効率的に運営されると、その法の趣旨にのつとつてしっかりと施行していくことが重要じやないかというふうに思いますが、それほども、當業譲渡の問題

については、正しくこの労働組合の意向等々については何もそこには反映されていないわけであります。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

正に企業を生かすも殺すもやっぱり人次第ですぐく側の人たちの意向も十分反映をさせていただこう、こんな考え方で労使、政労使ということが外國ではよく言われるわけでありますけれども、しかし日本の場合は効率的に運営されると、その法の趣旨にのつとつてしっかりと施行していくことが重要じやないかというふうに思いますが、それほども、當業譲渡の問題

については、正しくこの労働組合の意向等々については何もそこには反映されていないわけであります。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

正に企業を生かすも殺すもやっぱり人次第ですぐく側の人たちの意向も十分反映をさせていただこう、こんな考え方で労使、政労使ということが外國ではよく言われるわけでありますけれども、しかし日本の場合は効率的に運営されると、その法の趣旨にのつとつてしっかりと施行していくことが重要じやないかというふうに思いますが、それほども、當業譲渡の問題

については、正しくこの労働組合の意向等々については何もそこには反映されていないわけであります。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

正に企業を生かすも殺すもやっぱり人次第ですぐく側の人たちの意向も十分反映をさせていただこう、こんな考え方で労使、政労使ということが外國ではよく言われるわけでありますけれども、しかし日本の場合は効率的に運営されると、その法の趣旨にのつとつてしっかりと施行していくことが重要じやないかというふうに思いますが、それほども、當業譲渡の問題

については、正しくこの労働組合の意向等々については何もそこには反映されていないわけであります。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

正に企業を生かすも殺すもやっぱり人次第ですぐく側の人たちの意向も十分反映をさせていただこう、こんな考え方で労使、政労使ということが外國ではよく言われるわけでありますけれども、しかし日本の場合は効率的に運営されると、その法の趣旨にのつとつてしっかりと施行していくことが重要じやないかというふうに思いますが、それほども、當業譲渡の問題

で、そのことを踏まえてこの修正をさせていただいた経過を申し上げて、私たちはあらゆる業界や

団体や、あるいはまた労働組合の皆さんからも意見を聞いておりまして、直向を十分お聞きした中でこのことをお願いしたところであります。

以上でございます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

正に企業を生かすも殺すもやっぱり人次第ですぐく側の人たちの意向も十分反映をさせていただこう、こんな考え方で労使、政労使ということが外國ではよく言われるわけでありますけれども、しかし日本の場合は効率的に運営されると、その法の趣旨にのつとつてしっかりと施行していくことが重要じやないかというふうに思いますが、それほども、當業譲渡の問題

については、正しくこの労働組合の意向等々については何もそこには反映されていないわけであります。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

いんではないかと、こう思つてゐるわけです。

機構法上は、主務大臣から意見を伺つたり、それから事業所管大臣から意見を言つていただくと、いうことができる仕組みになつております。直地域の自治体から意見を聞くというスキームはこの中にはございませんけれども、事業所管大臣が過剰供給構造そのほか当該事業者の属する事業の分野の実態を考慮されると、こういうことを書いてあります。直地域の自治体から意見を聞く際には地域経済の影響なども十分に踏まえて行動していただけます。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

正に企業を生かすも殺すもやっぱり人次第ですぐく側の人たちの意向も十分反映をさせていただこう、こんな考え方で労使、政労使ということが外國ではよく言われるわけでありますけれども、しかし日本の場合は効率的に運営されると、その法の趣旨にのつとつてしっかりと施行していくことが重要じやないかというふうに思いますが、それほども、當業譲渡の問題

については、正しくこの労働組合の意向等々については何もそこには反映されていないわけであります。

○若林秀樹君 ありがとうございます。

会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、藤原正司君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 休憩前に引き続き、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

実は、私は、経済、財政金融部門の方でいつも質疑をしておりまして、商工委員会、昔で言う商工委員会で、今は経済産業委員会ですが、何年ぶりかな。当選したのも一九九二年でございまして、たけれども、その年、商工委員会に属しまして、

つんすけれども、とにかく一貫して不良債権問題で、しかも、私、一九九五年だったと思いますけれども、参議院の予算委員会で要するにデフレ問題を、実は後で検索をしますと初めて恐らく、フローのデフレの問題ですね、ストックではなくてフローのデフレについて注意を喚起したという、恐らく九五年的三月というのは早い時期じやなかつたかと思うんですが。

それ以来ずっとこの問題出ていまして、今回こそ産業再生機構法というものができるということと、機構ができるということで、生い立ちを見るところ、今日は伊藤副大臣お見えになつていますけれども、昨年の十月の終わりに竹中大臣の下で金融再生プログラムが作られると、その中ではたばたと、この何か産業再生機構法が、機構というものがアイデアが出てきたような感じがするんですけれども、これが出てきて、本当にこれは一体何なんだらうなど、果たしてこれが本当に機能するのかな

というふうにいろいろ疑問を持つてあるんです

が、何せかんせ、この場の雰囲気がまだよく分からぬものですから、最初に、改めて産業再生機構

というのは何のために作られる法律なのかなど

いうところ切りからちよつと入らさせていただきたいと思いますが。

私も昨年十一月にこの仕事を拝命したとき、そ

と不良債権問題を扱つてこられたけれども、この

機構についてはやや唐突な感じを覚えたとおつしやつたんだと思うんです。

私も昨年十一月にこの仕事を拝命したとき、そ

れまで治安のことばかりやつていたのですから、さて何をやるのかというところから私自身も

スタートしたようなわけでございますが、結局のところ、この不良債権、金融の方から見ました不

良債権と裏表の関係になると思いますが、過剰債務を負つてある企業がたくさんあると。しかも、

しかしそれはコアとなる事業は有用な経営資源が

ありながら過剰債務に足を取られていると。何とかそれを引き離すことができればその経営資源が

羽ばたいていくことができる。

それで、そういうことをやつていくときに、しかし同時に産業全体の過剰供給構造みたいなのが

ござりますから、それを是正していくということ

を視野に入れながらやつていくと。ですから、い

わゆる不良債権処理の加速化と合わせて、車の両

輪のごとく、早急かつ強力にということだろうと

思いますが、その問題を推進していくと、そういう組織であろうと思します。

それで、根本的な疑問は、そういうことは本来

市場でやるべきことではないかと、それをなぜ行

ますが、これは私の整理ガイドラインなんかもお

作りいただいている民間で御苦労をいただい

たけれども、いま一つ弾みが付かないということ

が客観的にあつたのではないかと思います。

そういうところに、何というんでしようか、彈みを付ける役割を果たすにはどうしたらいかと考えますと、たくさん債権者がある中でなかなか

それらの間の利害関係の調整が難しいとか、あるいは不良債権処理の必要なマーケットが十分育つ

ていないとか、あるいは過剰供給で再編を進める

場合には異なる金融機関をメーンバンクとする企業の合併等も必要となると思いますが、なかなかそれがメーンバンクが違うと話が進まない、こ

ういうことがござりますので、言わば対等な立場

でやるというよりも、中立的な調整者と申します

か、そういう立場に立つて強力に進めていく機関

が必要なのではないかと、こういう考え方の下にこ

の機構というものができたわけございまして、

ミクロな事業の再生ということを直接の目的とす

るわけでありますけれども、その過程を通じて、過剰供給構造その他事業分野の実態を考えて行

うことによって、単なる事業再生ということではなく、産業分野の再生ということにもつなげてい

きたいと、こういうことではないかと思います。

○峰崎直樹君 伊藤大臣がお見えになつています

が、これまで不良債権問題ということはなぜ進展し

なかつたのかなど、ここまで延びてきたのか。そ

この原因というのは、もう我々、財政金融委員会

で腐るほど議論しているわけすけれども、意外

に分かっているようでいて実は分かっていないと

いうのがこの問題じゃないかと思つているんです

よね。それはどのように認識されていますか。

○副大臣(伊藤達也君) 先生には財政金融委員会

で大変御指導いただいておりますし、当委員会で

も、不良債権問題を考えるに当たつてまず第一に

大切なことは、その不良債権を正しく認識することだと、こういう議論が昨日来行われているわけ

であります。

この正しく認識していくに当たつて、今まで不

良債権のディスクロージャーというものが国際的

に比較可能な基準に基づいて行われるようになつたのは比較的近年になつてからであります。その後、不良債権のディスクロージャーというもの

を充実をさせ、そして不良債権というものを正しく認識して対応していくための累次の施策という

ものを行い、金融機関の不良債権の状況というも

のを厳しく認識するようになつてきたのではない

かと、いうふうに思つております。

金融再生プログラムに基づきまして、昨年の十

月に、銀行の自己査定と、そして私たちの検査

の格差を集計ベースで公表をさせていただきました。一巡目におきましては、その乖離額が十二兆四千八十六億円、増加率で三五・九%。これで、

これが二巡目に入りますとかなり縮小して、この

乖離額というものが、これは貸出金の分類額であ

りますけれども、一兆七千四百二十四億円、増加

率で一四・五%。そして、償却、引き当て額を見

てみると、一巡目の検査ではこの格差というも

のが四兆八千九百二十三億円、増加率で四七・

一%だったものが、二巡目検査との比較の中では

八千六十三億円、二三・七%に増加率というも

が縮小されてきているわけですが、この格

差の中身を見てみると、債務者の財務内容の把

握でありますとか、あるいは再建計画の妥当性の

検証が十分でないという事例があつたことに原因

があるというふうに私どもとして考えておりま

して、今回は金融再生プログラムで更に市場との評

価の整合性を図りながらこの不良債権問題に対し

てしっかりと対応を進めていくということに原因

があるというふうに私どもとして考えておりま

して、今回も金融再生プログラムで更に市場との評

価の整合性を図りながらこの不良債権問題に対し

てしっかりと対応を進めていくことで再生プログラ

ムを作成をさせていただいておりますので、作業

工程表に基づきこうした施策を着実に実施するこ

とにによって、この不良債権問題というものを終局

に向けて私どもとしても一生懸命努力をしていき

たいと考えておるところでございます。

○峰崎直樹君 伊藤大臣、今のはこれから決意

なんですが、私が聞いてるのは、なぜ進まなかつたのかということなんですね。

もう、私も先ほど申し上げたようにもう十年以

上たつているわけですよね。たしか、一番早く指

摘されたのは九二年の八月の宮澤当时的総理大臣

だつたと思いますけれどもね。株価が大変下落を

して、我々もちょうど当選した直後でございまし

たけれども、日本経済はこれは大変だなという思ふべきを持ちながら、その実態がなかなか分からぬことができたと。

衆議院の議事録とか、いろいろ読まさせていただいてなるほどなと思ったのは、やはり日本の金

どうか分かりませんが、私が金融再生委員長をやらせていただいた当時の認識は、不良債権問題、不良債権に対しきちつと査定をして、きちつと引き当てを積もう、それでなければ駄目だという意識はかなりありましたところでございますが、その当時は、引き当てしたものをおオーバランス化していくというところまでの取組は余り十分でなかつたと、そういう、ちょっとやや意識が遅れていたのかななど、これは私自身の当時の取組の意識かもしませんが、そういう気がいたします。

それで、柳澤大臣の当時のことは私もはつきり分かりませんが、柳澤大臣も、一体となつた取組が必要だということは随分意識しておられたよう私も仄聞をしておりますが、なかなかやはりそこらの、何というんでしょうか、うまく歯車がかみ合わなかつたこと

も事実でござります。
今になりますて、その当時、なぜオフバランス化するというところまで意識が進まなかつたのかとか、いろいろ考えてみますと、先ほど峰崎委員長のおっしゃつたことであります、産業側から、産業の側から見ると、早期再生に取り組まなければ

ばならないんだけれども、早期再生に取り組むだけの金融機関の話合いも難しかつたし、また必要なマーケット等も十分にできていなかつた。その理由は何かと考えますと、ちょっとおつしゃつたことになりますが、我が国の今までの金融機関の在り方が、事業のリスクを評価してそれ

に応じた金利を設定するという方向よりも、その事業者との長期的な取引関係というものを前提としたいわゆるマーンバンク制の下で、不動産担保に過度に依存したビジネスモデルといいますか、

そういうものがやはり非常によく機能した時代もあつたんだと思いますが、そういうものがずっと続いてきたと。そうすると、やはり今必要なのは、そういうビジネスモデルの変化なのかなと、こんな気が、こんなふうに感じを持ちまして、今機会感というものをどうしたらいいかということを考えてきたわけでございます。

経済産業委員会会議録第六号 平成十五年三月二十七日

【參議院】

卷之三

ているわけですね。それから、一般政府の方も実は支払の方が受取よりも多いと。家計部門の方も支払よりも受取の方が多いということで、唯一、金融機関が、そしと全部取っているところにござ
る

金融機關がそれを全部取っていふなどといふ
造のにはなるわけありませんが。
こののは、九二年の利回りとていうのは、一番下
支の二三・二、一七三・二、三三・三、

段のことですか。一番左のように、非金融法人部門が支払では六・五%、受取では五・一%、そのスプレッドはマイナス一・四ということで、

ずっと、こう。それを全部実は二〇〇一年の保有に掛けていったわけです。要するに、九二年の当時の利息、利率でいけば二〇〇一年ではどのぐら

いの実は、何といいますか、利子所得その他がネットでどうなるのかということを計算したんです。そうすると、Bのところに、「ごらんになつてい

るよう、そのマイナス部分は二七・〇。それから、一般政府はもと増えなきやいけない。そして、家計部門はまことに、本邦ならず十九

て、家計部門に寄りちら取走道で、不景氣の間に一九
兆円の利率が入つてこなきやいけない。これが実
は、現実には利率は入つてこないどころか、どん

どん減っていくわけですが、Cは、実際の利子所得と九三年利回りの、実際の所得との差額であります。要するに非金融法

人部門は十三・八兆円得をしていると、このゼロ金利の下ですね。それから、一般政府の方も利払いが減っていますから、これも十七・八兆円得を

していると。家計部門だけが唯一、二十六兆円もの過大な実は利払いを、本来入るべき利息収入が入つてこないどころか、逆に負担の方が重くなつ

ちやつて いる こと で、ゼロ金利のしわ寄せ
が一気にこれは 実は家計部門に来ている こと
を表つて、るつばなしです。

とを表わしていられないんだって、
それは、もちろん金融機関がすべてプラスになつていくわけですが、私は一つは、ここ

に消費が今日非常に伸びていかないという大きな要因というのは、ここに私は一つ要因があるんだろうと思うんですね。これはやはり、日本銀行の

やはり金融政策のもたらした一つの要因だと思いますが。

104

さて、その次のページ見ていただきたいわけですが。今度は図にしてあります。経済活動別に営業余利といふのを、営業余利といふのはこれは税引き前でございますし、特別損失とか、そういうものを出す前の数字でございまして、製造業とか建設業とか、業態別に五業種選んで出しておりますが。

ごらんになつていただいたら非常に分かるんですが、製造業というのはずっと落ち込んできているということをございますが、唯一といふうに申し上げていいのかな、卸売、小売も少し上がっていますが、九〇年の段階で金融・保険業だけは九・八兆円の営業余利であったものが二〇〇一年には十八・一兆円と倍になつて、やや倍ですよ。あの製造業とか、あとは建設業とか、それからサービス業と言われているものはなべてずっと落ち込んでいっているわけですね。

これは景気が良くないかといふことなんだろうと思ひますが、逆に就業者を調べてみると、サービス業だけ伸びていて、あと卸売、小売も少し、やや微増です。それから、建設業もやや微増だつたんですが、最近は落ちてきてますが、製造業が一貫して下がると同時に金融・保険業もやや下がつてきているということです。

一人頭に直します。次のページです。就業者一人当たりの営業余利を見ていただくと、ごらんのように金融・保険業といふのは断トツに営業余利は高いわけです。一人当たり四百五十九万円の営業余利がやや倍ですね。倍をちょっと超えて九百三十八万円。あとは全部下の方にちよろちよろちよろつと一人当たりに直すと落ち込んでいます。賃金の方は、雇用者報酬はどうなつているかと

いうと、それは隣のページでございまして、今怨嗟の的になつてゐる金融・保険業といふのはこんなに下がつた下がつたといふながらまだほんばいで、一人当たり六百五十七万円ということですから、サービス業なんかのざつと倍近くになつてゐるわけですね。

言えども、この十年間というのは銀行を救済するためには低金利政策を進めたおかげで一体どういうことが起きてきているかというと、銀行が一番利益が上がる分野として今日あつた銀行は、上がつた利益を建設的な次の投資へというふうに向かう、あるいは次の融資へと向かうんじやなくて、不良債権の処理だけに向かつていつていて。そして、日本銀行からじやぶえらたいわゆるお金というマネタリーなベースは、マネーサプライになつていかないどころか、実は国債を買うことだけももちろんマネーサプライを引き上げることになりますけれども、しかし、よくよく考えてみると、中小企業に対する貸しはがしはやって、実はそこでやつてているのは国債だけを買っていつているという、およそこれでは日本の経済強くなれ強くなれといつても無理なんじやないかと思うような行動になつていてのが今の日本の資本主義じやないかなと、日本の経済じやないかなと。

そうすると、結論から私申し上げたいんですけど、これは日本の銀行というものは不良債権処理にこれから何年掛かるか分からぬ。二年半だと三年先にはやりますとかと言つていてるけれども、今までのずっと流れを見ていると、そのもうかつた分を全部不良債権に投入していくつて次の新しいものに向かわないといつてこの状態を早く断ち切らないと、実は活発に投資をしなきやいけないところとか、新しい産業にお金を投資しなきやいかぬといふところに確実に向かわなくなつていてるわけですね。

だから、私たち民主党は、この不良債権処理の問題は、やはり早く不良債権を処理して、むしろ国有化をして、そしていわゆる、中小企業はちょっと別ですが、その不良なものを、先ほどアビジネスは優れているんだけれども過剰なものが残つているんだ、駄目なものが残つてあるんだと。そ

これを一つ一つ産業再生機構を作つてああだこうだ
とやるんじゃなくて、ある意味で、やるのであれ
ば本当に銀行というものを国有化して、そしてそ
の中から不良なものといふのとを分けていく。
そして、中小企業については、これはある意味で
は二年、三年掛けて多少の問題があつてもそれは
伸ばしていくと。

こういう形で早くやらないと、このままでする
するする行くと問題が非常に、銀行が自分の体
力の範囲内で今までやつてきて、今もう体力も限
界になつてきて自己増資し始めているけれども、
しかし依然としていわゆる一番本来もうかつてい
る銀行分野が一番駄目なところに費やしているそ
の分野なんだとすれば、それを早く分けなきやい
けないんじやないかと、いうふうに私ども考えて
まして、その意味で、産業再生機構というものが、
これを作られるというふうに言つてゐるけれど
も、どうも私どもはそこはなかなか、いや市場に
任せらるべきなんだけれども実はこういうものを
作つていますというふうに言つけれども、それによ
してはちよとそれならば余りにも中途半端で、
しかも規模が十兆円ですか、たしか予算規模から
したら。しかも、メーンと非メーンで、非メーン
から買い取つて、それから三年間ぐらいかけてや
りますというような話なんですが、どうもそんな
ものを待つておつたら日本の経済というのは、財
政面からしてもそうだけれども、金融面からして
ももう毎年のようには三月期、期末を迎えるれば大変
だ大変だと言ひ続けてきているわけですけれど
も、しかもその次の展望が見えてこないという、
そういう意味では、お隣の韓国にしてもスウエー
デンにしても、金融機関の不良債権処理をやつた
ときのやり方を見たときには、やはりかなり大規
模に一気にやつているわけですから、私は、それ
をやらない限り、同じことをするするする繰
り返していくんじやないかといふに思えてな
らないんです。

○國務大臣(谷垣禎一君) スピードが必要だということはおっしゃるところだと思います。それで、したがいまして金融機関の方の体質をどう変えていくかという問題は今金融庁の方で竹中大臣の下で一生懸命取り組んでおられる。私が今やつております産業再生機構ではまどろっこいのではないかという御趣旨だつたと思いますが、仮に金融機関が、例えば委員のおっしゃるよう、国有化なりなんなりして強力に進めるとしても、そのときに実際事業再生をどう進めていくかというような、いろんなマーケットやインフラというものは作つていかざるを得ないんだろうと思ひます。

私は、手法は若干、今、委員のおっしゃったのは違いますけれども、この産業再生機構を利用していただくことによりまして、そういうマーケットを作つたり早期再生のいろいろな人を作つたり、そういう役割は果たせるのではないかと、こういうふうに思つております。

○國務大臣(平沼赳氏君) 大変説得力のある資料で、私も非常にこれはいい資料だなど、こういうふうに思つて見させていただき、聞かせていただきました。

そういう側面は私はあつたと、こういうふうに思つています。ただ、一方、金融界においては、金融機関においてはこの十年間でバブル期に発生した不良債権が約百十兆ある、こういうふうに言われておりましたけれども、今そういう形で、ゼロ金利のお話もされましたけれども、そういう中で、この百十兆に対しては約九十兆、八割は処理をしたということは事実としてあるわけであります。しかし、その後、バブル崩壊後のデフレ状況の中で九十兆は処理したんだけども、御指摘のように新規に発生をして、そしてそれがまた今非常にこのデフレの中でのいわゆる金融機関の経営あるいは経済全体に非常に大きな悪影響を与えた

る、こうすることも事実でございます。

足元の不良債権問題というのは、我が国経済がデフレ状況にある中で、やっぱり産業構造や企業経営の転換圧力を背景としまして、新規に発生する不良債権にいかに対処するか、こういう側面が非常に強くなっていると、こういうふうに思っています。

したがって、不良債権処理を更に進捗させるためには、産業と金融が一体的再生という問題意識を持つて取り組むことが必要だと我々考えておりまして、このために、経済産業省といたしましては、金融サイドにおける不良債権処理の加速化に向けた取組と併せて、現在御審議をしていた法規案、この両方を車の両輪として産業サイドの取組に私どもは万全を期していくかなければならぬ、こう思っています。

ですから、そういう中で、確かに韓国やスウェーデンのようにやるということは、それは一つの選択肢だったと思いますけれども、しかし、日本の場合はこの十年間、そうじやなくてやっぱりいろんな政策で、ゼロ金利もその一つですけれども、九十兆は消してきた、しかしどの車の中から脱却できていない、こういう中ですから、今度はそういう新しい仕組みで、そして車の両輪でこの法案を利用して、そして活性化を図っていく、このことが必要じゃないかと、こういうふうに思つております。

○峰崎直樹君　さつき新規発生が百十から百二十のうちもう九十は処理したんだと、残りは二十ぐらいで、その後にまた新規発生したんだというので、新規発生の要素はもちろんそななんですが、先ほど伊藤大臣がおっしゃったように、もう今日はそれ以上議論しませんけれども、昨年十一月八日に金融庁が過去の検査と銀行の自己査定との間の矛盾、差を指摘しましたよね。それは何かといふと、要するに検査をした結果と自己査定とが違っているけれども、銀行監督の方からすれば、本当にその差を早く埋めなさいよという指導より

も、ある意味でそこはすつと放置してきたということなんですね。ということは、新規発生分とい

のは、なるほどもちろん中小企業にしても、僕らもそうだろうと思います、土地も担保も下がつていいるという意味では分からぬわけじゃないんで

すが、要するにこの過去の金融行政というのが、言つてみれば、その差がありながらもそれは体力の範囲内で、そのうち日本の経済よくなつたら、いや土地の値段がまた回復し始めたら、いや株価が回復し始めたらということで、ずるずるずるずるその間放置してきたという、そういう行政のやはり私は監督責任というか、それはやっぱり絶対に僕はあつたというふうに思つて、今も思つているわけです。

現実に、去年十一月だったでしょうか、九月だったでしょうか、長銀の破綻をした後に大野木頭取

なんかが逮捕され、裁判ありましたですね。あの中では、追い貸しをしているとか、いわゆる商法における背任である特別背任だと、全部犯罪として摘発されました。私の出身の拓銀でも、問題あるんじゃないかということで指摘されたんです。あれ全部、今銀行もやっているんじゃないですか、そんな同じようなことを。だから、このいわゆる今の銀行がそういう状態にあるということが本当に表に出ないようにするために一生懸命一生懸命、今はもう自己資本、国有化銀行にされたら大変だと思いながらああいう一生懸命作業をやってるんじゃないんですか。もうそこは大体、我々もう十年も見ていると、ああ、それはもう恐らくあの二つの銀行だけがあるはあおぞら銀行、前日の日銀とそれから長銀とそれから拓銀だけが都市銀行で問題あつたんじゃなくて、そのほかの銀行も全部やっているんじゃないのかというのは分かりますよね、これはもう大体のプロセスとし

ては。

そういう意味で、そこを早くどこかで決別しないとするのを私は思つて、これは金融の方でいつもやつてることですからやりませんが、先ほど私は、あたかも何か一遍に全部やつて企業を切り捨てるにあればいいということで、それだけ言つておられるのかといったら、民主党もちゃんと雇用の受皿として新しい産業だと規制をきちんと緩和しながらいかぬというようなことは別途もちろんありますので、それはそういう点も併せて追加をしておかなければいけないんですね。

そういう前提の下で、今度のいわゆる産業再生機構というのは、先ほど私は、ちょっと中途半端というか、本当にそれをこういう政府がある程度、これは政府がやつてているというか、株式会社作つて、一体全体これは性格は何なのかなというのよく分からないところがあるんですけど、そのことは別にして、そういう政府が十兆円という予算を作つてその債権を買い取つて、そしてそれを再生させていくと、本当にそんな三年間というテンポでやつていいけるのかなというのが一つと、もう一つは、今度は実際にやり始めたら、これが、そういう機構を作つてやるとなつたときには、やっぱりこれは非常に多くの問題があるのかなという感じがするんですね。

それは、やはりいろいろ出てくるわけですが、まず第一番目に、私が前から疑問に思つて、この間もRCC、預金保険機関に問い合わせしたわけですけれども、RCC、つまりRCCができるながら、そこは確かに中小企業を中心としたものですがよかあるいは再生部門を設けたけれども、これはいわゆる要管理は入つていませんよとか、そういう債権の範囲が違うんで別の領域だということになつてきているけれども、しかし別の領域であるにせよ、RCCが再生部門を持ち始めたのなぜこういう産業再生機構という、また作つて、屋上屋作るようなものをどうして作ったのかなと。じゃ、RCCを拡充して、せつかくあそこで育ち始めたんだから、そこを大きくしていつて、対象範囲を拡大していく、そしてそこで再生機能を持たせていくということはどうしてできなかつたのかなというのは、素朴に実は思つてはいるんですけど、政府としては、新たに産業再生機構というものを設立し、事業再生を図るという目的をはっきりと位置付け、整理回収機構と明確に機能を分けた方がより効率的に、効果的にやれるだろうという考え方で今回の産業再生機構を提案しているということになります。

○峰崎直樹君　いや、根本さん、本当に何か苦し

いるんでしようけれども、どういう答えになるでしょうか。

○副大臣(根本匠君) 私も今、委員の発言、大変興味深く聞いておりました。これは簡単に言うと私は立法論だと思つんですね。

私は、あたかも何か一遍に全部やつて企業を切り捨てるにあればいいということで、それだけ言つておられるのかといったら、民主党もちゃんと雇用の受皿として新しい産業だと規制をきちんと緩和しながらいかぬというようなことは別途もちろんありますので、それはそういう点も併せて追加をしておかなければいけないんですね。

そういう前提の下で、今度のいわゆる産業再生機構というのは、先ほど私は、ちょっと中途半端というか、本当にそれをこういう政府がある程度、これは政府がやつているというか、株式会社作つて、一体全体これは性格は何なのかなというのよく分からないところがあるんですけど、そのことは別にして、そういう政府が十兆円という予算を作つてその債権を買い取つて、そしてそれを再生させていくと、本当にそんな三年間という感じがするんですね。

それは、やはりいろいろ出てくるわけですが、まず第一番目に、私が前から疑問に思つて、この間もRCC、預金保険機関に問い合わせしたわけですけれども、RCC、つまりRCCができるながら、そこは確かに中小企業を中心としたものですがよかあるいは再生部門を設けたけれども、これはいわゆる要管理は入つていませんよとか、そういう債権の範囲が違うんで別の領域だということになつてきているけれども、しかし別の領域であるにせよ、RCCが再生部門を持ち始めたのなぜこういう産業再生機構という、また作つて、屋上屋作るようなものをどうして作ったのかなと。じゃ、RCCを拡充して、せつかくあそこで育ち始めたんだから、そこを大きくしていつて、対象範囲を拡大していく、そしてそこで再生機能を持たせていくということはどうしてできなかつたのかなというのは、素朴に実は思つてはいるんですけど、政府としては、新たに産業再生機構というものを設立し、事業再生を図るという目的をはっきりと位置付け、整理回収機構と明確に機能を分けた方がより効率的に、効果的にやれるだろうという考え方で今回の産業再生機構を提案しているということになります。

い答弁だなと思うんだけれども。つまり、昔はそういうことを言つていたと。根本さんも、本当に塩崎さんだとからんな方々で、随分いい提案されてるなと思ひながら、私も尊敬をしていた一人なんですかけれども、今お話を聞いてると、私はそう思つたけれども政府としてはこう考えていいわけですけれども、今のお話を聞いていても、

政府は出したんだからそう考へておる。政府は出したんだからそう考へておるんで

しょう。

そうじやなくて、なぜ、これはまた冒頭に戻つちやうんですかけれども、なぜこの再生機構なるものを作つちやつたのかなと。それよりもRCCを法改正していく、それを拡充していくくということが、いや、あのファイナンスの問題でもDIPファイナンスが新しく出てきていますよね。再生ファンなどもでき始めてきている。だから、そういう意味で言うと、また屋上屋というか、私、これだんだんこう思い始めたんですかけれども、これは、再生機構はきっとなかなかこれは機能しないんじゃないかなというふうに、こういろんなことを考へると思つて、いや、随分時間を掛けて議論した割には機能しなかつたなというのは、言つちや悪いんですけれども、過去与党の方で出されてきた、あるいは政府が出来てきたあの株の買取機構だつて、これも機能しないんですねと、八%があるからとか、いろいろ出されたものが大抵機能しないか、それとも先送り。

つまり、今度も株価が下がつたと、時価会計を、どうもお互いの持ち合いになつてあるが、時価会計を延期しよう、凍結しようじゃないかとか、危機を見たくない。そのためには、私はこの間ちょっと話したが、ダチョウが砂の穴の中に潜り込んで、もう見たくないといつて危険が来たら逃げないで、その中でもう見ないようにしているという、どうもそんな発想みたいなものが政府の方に、政府というかこれは与党なのかも知れませんが、どうもそんなふうに思えてちょっとならぬわけですけれども、今のお話を聞いていても、

どうもやはりこれは、何でわざわざ作るのに、RCCは多分あれは預金保険機構、その上は多分これが金融庁の所管だな、これは財務省から案が出たからこう出ているんじやないかとか、そんなげすの勘ぐりみたいなのはつかり出てくるわけですよね。ちょっと何か感想ありますか。

○副大臣(根本匠君) 私も峰崎委員に後れること数年してこの不良債権処理問題ずっとやつてまいりました。私は元々、要は最初は金融機関の背中を押す政策が必要だと、背中を押す政策をやつてきたわけですね。ところが、やはり実際には不良債権処理で金融機関から切り離すことが必要ですから、これはやはり受皿としての事業再生、企業再生、事業再生が必要だと。RCCも債権回収専門機関でしたから、私も、RCCに再生機能を付けて、もつと切り離すようなインセンティブをやるべきだと、こういうことを私も主張してきたんですね。今回、立法論だと申し上げましたのは、やはりRCCは回収専門でやつてきましたから、しかも破綻懸念先でやつてまいりましたので、ここに新たに機能を拡充するというよりは、むしろ私は、立法論としてきちんと事業再生という目的を明確にして、そこで中立的な公正な中立的な立場から非メーンの債権を集約して、メーンと対等な立場で話を事業再生を図る、こういう新しい仕掛けの方が私は政策としてはパンチがありまますし、分かりやすいし、効率的になるだろうと。

しかも、今回、新しい組織を作ることによって、RCCの機能拡充ではなくて新しい組織を作りますから、民間の英知を限りなく、民間の知恵と英知を結集する、民間から腕利きの人間を集めていますが、限りなく民間の株式会社に近い民のエネルギーで再生させようということで、私はやはり政策論、立法論としては新しい組織で、要は新しい革袋に新しい酒を入れてスタートした方が、この事業再生、事業再生はRCCを拡充するよりは私は効果的、効率的にやれるということを

持つております。

○峰崎直樹君 余りちょっと説得力がないなどい

う感じがしますが、新しいものを作ろうと、じや、

今度は別の側面からお聞きしたいと思うです

が、今おしゃつたように、今度は民間にその力

があるから民間の力をかりると。で、民間に力が

あるんだつたら、銀行も自分の持つている不良債

権をある意味では再生機構に持ち込んで解決でき

るという展望あるんだつたら、しかしそれなら自

分のところでやつちやうんじやないのと、やれな

いものを持つてくるんじやないのと、こうなるん

ですよね。

○峰崎直樹君 余りちょっと説得力がないなどい

う感じがしますが、新しいものを作ろうと、じや、

今度は別の側面からお聞きしたいと思うです

が、今おしゃつたように、今度は民間にその力

があるから民間の力をかりると。で、民間に力が

あるんだつたら、銀行も自分の持つている不良債

権をある意味では再生機構に持ち込んで解決でき

るという展望あるんだつたら、しかしそれなら自

分のところでやつちやうんじやないのと、やれな

いものを持つてくるんじやないのと、こうなるん

ですよね。

○峰崎直樹君 余りちょっと説得力がないなどい

う感じがしますが、新しいものを作ろうと、じや、

今度は別の側面からお聞きしたいと思うです

が、今おしゃつたように、今度は民間にその力

があるから民間の力をかりると。で、民間に力が

あるんだつたら、銀行も自分の持つている不良債

権をある意味では再生機構に持ち込んで解決でき

るという展望あるんだつたら、しかしそれなら自

分のところでやつちやうんじやないのと、やれな

いものを持つてくるんじやないのと、こうなるん

ですよね。

○峰崎直樹君 余りちょっと説得力がないなどい

う感じがしますが、新しいものを作ろうと、じや、

今度は別の側面からお聞きしたいと思うです

が、今おしゃつたように、今度は民間にその力

があるから民間の力をかりると。で、民間に力が

あるんだつたら、銀行も自分の持つている不良債

権をある意味では再生機構に持ち込んで解決でき

るという展望あるんだつたら、しかしそれなら自

分のところでやつちやうんじやないのと、やれな

いものを持つてくるんじやないのと、こうなるん

ですよね。

これもいろいろ再生実務をやつてこられた方の話を聞きますと、非メーンの方は、やっぱり面倒を見てきた責任があるじゃないか、メーンもつと持てといふよなメーン寄せの議論がやつぱり起つた。それに対して、今、委員がおっしゃいましたように、いや、そんなことを言うのなら法律的整理だと、法的整理へ行つたらこれだけ戻ります。しかし、そののをやつて、法的整理に持つていけます。それと統て進まないという実例がこれはたくまんある。まさに、非メーンの方々がいろんな話し合いが付かなくて解説が付かなかつたと、こうおっしゃるんだけれども、それであるのなら、分かりました、ただ整理ではなくて、私の整理もガイドラインはまだ後で言いますが、法的なら出るところへ出ます。それと、こういうふうに持つていつたら、実は、本來四割ぐらいは返つてしませんよというのが法的整理だったら二割になつちやうよと、そうしたらどつちが正しいかということは、それは司法の整理だつたら、ああ損するな、じやここで解決しまつと、どうも少しお力でございます。

したがつて、やつぱりそつてある程度、私ども、機構の役割は中立的という、中立的あるいは公平な立場と言つておるのであります。が、国会で答弁するとき、そういう答弁、表現が適切かと思うんです。が、実態を申しますと、もう少し強力に、何といふか、そんな理不尽なことを言うなというようなところに突つ込んでいきませんと、実際はなかなか動かない場合があるだろうと。それで、もしろいわゆる期待があるだろうと。それで、むしろそういうところに一つ期待があるのかなと思います。

それで、ぎりぎりいけば、委員がおっしゃつたように、この再生機構が十分機能を発揮できるとしますれば、これは再生機構はこれでいいると言つたものを、あなた、なかなかいろんなことを言つて買取りに応じないのであれば、じや、もうそれは法的整理をやりますよと、しか法的整理をやつたらこれだけの保証はありませんよと言つた。それがやつぱり、言うだけの覚悟は常にこの機構は持つていなきやならぬと思います。そのところ

ろは、なかなか今、当事者、対等当事者間の話合いだけではなかなか進まなかつた現実が私はあると思います。

○峰崎直樹君 それは、メーンの銀行がそれだけ言えないという、つまり非メーンの方々がいろいろ言つてくる、おまえのところで全部責任取れよというような形で言つてくる。いや、駄目ですよ、それはもうできませんよと、そのやり取りで、それがなら出るところへ出ましようかというのは、メーンには言えない何かがあるということなんですか、そうなると。いや、具体的なことで分からぬ、ちょっと抽象的になりますけれども。

○國務大臣(谷垣禎一君) 私も個別の事案をよく全部知っているわけではもちろんありませんから、ただメーン、非メーンのやり取りの中には、実際、客観的な立場から見れば、こんな議論をやつているのかというのが幾つもあると。

これは、たしか衆議院で参考人に出られた方のお話だただと思いますが、要するに、前のこの件ではおまえのところに貸しがある、おれたちは貸しがあるんだぞ。いや、その貸しは返したはずだというような、言わばはだから見れば取るに足らない議論でじんぜんと時間を見るというようなこともしばしばあるように聞いておりますので、やはりそこは対等、対等な立場でやるよりか中立的な機構がその辺を裁定すると、調整するというようなことがやっぱり意味を持つんじやないかと私は思います。

○峰崎直樹君 いやいや、もしその中立的な立場ということを言えば、それは司法の場へ持つていつて更生裁判所へ持つていった方がそれは早いわけじゃないですかね。

そういう意味では、どうもおっしゃっていることは、これを作ったがゆえにこれがこういうことをやるんですよと言つているけれども、どうもそうじやなくて、それは作らなくても、ちゃんと今までのいわゆる商法なりあるいは破産法なり、そういう手続でもつてかなりもう日本の場合は事実上できるようになつてているんじゃないですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 確かに、委員のおつしやつたような面がありまして、私も実はこの仕事を命ぜられましてからちょっと振り返つてみますと、かつてに比べると確かに法制、法的整理もいろんな手法も増えてきておりまして、例えば昔であれば金融機関を法的整理をやるような手段は余りなかつたかもしませんが、更生特例法のようにものもできてるとか法的整理の手法も整備されておりまし、それから私の整理についてもガイドラインみたいなものを持ってやろうというものが進んできていることは事実であります。

しかし、法的整理に参りますと、何というんでショウカ、金融債権だけではなくて一般の取引債権もどうするという問題が起きてまいりまして、再生を図る場合には取引先や何かをいじらずにやはり金融面をいじつていくことが必要だと思います。

そのところに着目した法的整理の手法は必ずしも十分ではございませんし、それをやうとする私的整理がさつき言つたように当事者間の話でなかなか進んでいかない、その背景にはそういう当事者間の調整の難しさもあると思いますが、そういう不良債権等を持つていくマーケットも十分でござります。

○峰崎直樹君 ちょうどうまい具合に、今、一般債権とか労働債権とか、いわゆる金融債権以外の債権については、この扱いはこの機構の中でどんなんふうに取り扱われるんですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) この機構は金融債権、金融機関からその債権を買い取ると、ここを、ここで整理をしていくということを考えておりまして、それ以外の一般的な取引先や何かの債権について手を入れるということは、買い取るというようなことは考えていないわけです。

○峰崎直樹君 そうすると、やっぱり我々が危惧している雇用の問題だとか中小企業の皆さん方の一般債権、それがどうなつていくのかなという、非常にそこが我々も非常に気になるところなんですね。衆議院の方では修正をされたり、あるいは附帯決議を付けられているので、それはできる限りそこで直していただきたいと思うんですが、どうもやはりそこが、だから金融の、金融の裏返しとしてこの問題がやっぱり出てきているなどということをつくづく、そこをきちんとしないと片付けていいないと、どうするか、金融債権だけではなくて一般の取引債権もどうするか、再生計画を決めていくといふふうに思われますか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 大体方向はそういうことでございまして、持ち込まれた案件を、例えば三年後ぐらいの出口を見据えて、三年後にスポンサーが付くなり、自分でファイナンスができるような状況にするにはどのような再生計画をしたらいいか、そうしたときの企業価値はどういうことかということで価格と再生計画を決めていくといふ考え方で組み立てているわけであります。

もちろん、そのときに大体もうおおよそ事実上のスポンサーが固まっているような場合があればこれは一番理想でございますし、何も三年でなくてそういうスポンサーが現れて、機構の持つてい取り価格の問題です。これも随分もう多分いろんな議論で、二次ロスが生じることがないかというような議論、もちろん後でまた出していただかいと思うんですが、私は、やはりそのときに、これは一番新しい、木村剛さんが、竹中さんが出した金融再生プロジェクトの裏側を書いたところの一番最後の方に出てくるんですけれども、産婆屋、つまり仲人役というか、そういうものに徹するというふうにしないことこの産業再生機構というのは余りいいものとは思えませんねと、そういうことを書いておられるんですね。そういう意味で、産婆さん、産婆さんといふいうか、仲人役で、これとこれを、売手と買手を結び付けて早く処理しちゃうと。

ところが、これは三年と書いてありますよね。三年以内と書いてあるから、三年というのはちょっととえらい長いものだなと。つまり、この再生機構を作つて、さつきおつしやつてあるように非メーンを寄せて、どうやらこれは何とかなりそうだねと、こう思った債権が仮にあつたとしますね。そうすると、その買い取るときはほぼ売れるという前提のところを、つまり仲人さんですから結婚、それを結び付けていくのに、出口のところもほぼ見付かって初めてあれが、二次ロスやらんな問題をクリアできるんじやないかとおしゃつてあるんですが、それについてはどういうふうに思われますか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 大体方向はそういうことでございまして、持ち込まれた案件を、例えば三年後ぐらいの出口を見据えて、三年後にスポンサーが付くなり、自分でファイナンスができるよう状況にするにはどのような再生計画をしたらいいか、そうしたときの企業価値はどういうことかということで価格と再生計画を決めていくといふ考え方で組み立てているわけであります。

もちろん、そのときに大体もうおおよそ事実上のスポンサーが固まっているような場合があればこれは一番理想でございますし、何も三年でなくてそういうスポンサーが現れて、機構の持つてい取り価格を例えれば半年ぐらいでどんどん買って、譲り受けでやつていただけるようどころがあればこれは非常に我々としてはいいなと思いますが、必ずしもそういうもの、具体的にそういうものがある場合ばかりとは、場合だけではややちよつと不十分かなと。やはり、もちろん十分深掘りした再生計画を立てることが前提ですけれども、現れる、スポンサーが現れる蓋然性がかなり見込めるもの、こういうこともやはり必要なんじやないかと。

そう考えますと、三年は長過ぎるとおつしやいますが、半年ぐらいでできれば理想ですが、やっぱり二年ぐらいの間での処理というものを考えざるを得ないのかなと、こんなふうに思つていています。

○峰崎直樹君 その三年間という間に本当に買入れましたねと。買い入れた価格で、再生計画でもう事実上できているんでしようけれども、それで二年間こう計画を立てましたと。今度は売るときに、これで売りますよと。その出口のときに、入口のときに想定したとき以上に、以上にとい

か、それよりも本当に、じゃ二次ロスというのが、ここ正に出るところだと思うんですが、これが本当に今のお話しのように、すぐ見付かればいいけれども、見付からなくてもとにかくそれはやらなきやいけないんですよ。つまり、展望がないままにいわゆる買い入れていくということであると、徐々にこれは塩漬けになつていくというおそれというのは、危険性というのは、これは必ずもう三年たつたら放棄します、三年たつても現れなかつたら RCC 送りです、あるいは法的整理でと、こういう話になるんですね。

○國務大臣(谷垣禎一君) ちょっと私の申し上げ方が悪かつたのかもしれません、確實にスポンサーが現れるものじゃない、言わば不安定なものやると今おっしゃいましたけれども、やはりそこは再生計画も相当深掘りして、健全にやれるような蓋然性も高くなきやいけませんし、そういう意味で、今確実に現れていないなくてもその蓋然性が、スポンサーが現れる蓋然性が高くなきやいかぬと、いうのはまず前提にございます。

そうして、じゃ、三年は最大限の目標でございますが、三年たつたときにスポンサーが現れないとか、あるいは売った場合でも、最初の、当初の計画どおりうまくいかなくて、もつともつと、何というんでしようか、買手が付かないと、こういう場合もないわけではないと思いますが、そういう場合には、いろんなことが考えられると思いますが、一つは法的整理であり、一つは RCC といふこともそれはあるんだろうと思います。

○峰崎直樹君 そうすると、その出口のところの、これは必ず、必ずでもないですね、蓋然性とおしゃっているんですから、ほんこれは買われていいだろうというふうな見通しを持たれるときのこの蓋然性の基準というか、それは一体何なんでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) それはいわゆる支援基準と言つておりますが、そういうものが一つの基書き込んでおりますが、そういうものが一つの基準でございます。

○峰崎直樹君 そうすると、そのいわゆる基準を満たしたと。そうすると、そのときはこの企業というの、この再生機構に入ってきてるという企業というの、この会社の株式というのは市場、これは別にまだ破綻しているわけじゃないですね、そうすると株式市場ではどういう評価を受けれるのかということが当然出てまいりますわね。

そうすると、そのときに依然として非常に低株価だとかいうものであれば、これは恐らく、さつきおっしゃつたいろいろな基準というのではなく産業再生法のときの基準ですかね、いろいろ私も見ておりますけれども、本当にそれが、この会社は立派な会社ですよというの、ある意味ではそこが、いろいろ数字でおっしゃつたけれども、市場でどう評価されているかということについて、やっぱり株式市場での評価というのは一つの大きなポイントになるんでしょうがね、そういう蓋然性というときには。

○國務大臣(谷垣禎一君) それも一つの有力な評価だと思いますが、必ずしもそれだけではないんではないかと思います。

○峰崎直樹君 いずれにしても、その買いと、入口のその差額というの、当然これプラスになればもつといいんだろうと思うんですが、多分、恐らく二次ロスという問題がこれ避けられないだろう。たしか斎藤さんという新しい何か社長候補というの、この法案が通る前にもう社長なんかが決まつたり委員長が決まつたりしていく妙なものだなと思いながら聞いていたんですけど、たしか新聞のインタビューで、国民党に負担はこれ以上避けられないとおっしゃつていたんですねけれども、昨年、RCCGが実は買取り価格を時価というふうに変えまして、それで調べて、聞いてびっくりしたんですねけれども、やっぱりある程度買取り価格は上がっているんですね、数字を見ると、そのことによつてロスは、二次ロスは生じませんかと言つたら、今のところは生じていないということをおっしゃつてましたけれども。

この再生機構が二次ロスを生じるということ

で、もちろん出資金の枠の中で收まればいいんですけれども、それをはみ出すようなものになつたときの責任論というのは、衆議院でも議論されたと思うんですが、私どもやはり、一番特に今の国民の気持ちからすれば、もう過去何十兆円もこういう銀行に対する不良債権処理のための公的な資金の投入とか、あるいは破綻した金融機関に対する破綻処理に要したお金とか、もう何十兆にも達している中でまた同じように出てくるのかと、この責任問題というのはやっぱりある程度避けられないんじゃないかと思うんですね。

この責任の問題について再確認の意味も含めて質問させていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今おっしゃった問題題は、まず第一に、その再生計画というものがきちっと立てるかどうかということに、その認定ができるかどちらかということにまず懸つかっておりますから、ここをきちっとできるやはり人材と仕組みというものがまず第一になければならないと思います。その上で、個々の案件でプラスが出る場合もあると思いますし、こういう再生といふのはある意味でリスクを負つた仕事ですからマイナスの出る場合もあると思います。それで、最後後トータルでやはり締めた場合にどうなるのかということになるわけでございます。

株式会社でござりますから、経営を担当される方としては、やっぱりその目標というのはプラスになるということが目標であると私も思いますけれども、しかし現実になかなか今まで進んでいかなかつたりリスクの多いことであるとマイナスが出るということも私はこれはなしとしないと思います。それで、第一は先ほどおっしゃいましたようにそれは資本金で埋めていく、出資金で埋めていくというのは当然なことでございますが、それができなかつた場合には国が補てんをすることができるというスキームになつております。

国が補てんするということができるスキームになつているのは二つ意味がございまして、これを

午後二時四分開会

全然、これを何も書きませんと、要するにかなりいろんな問題があるときに、何というか非常に手法が制限された中でやりますと、何か体が前にあります。しかし、他方、我々は恐れるわけであります。しかし、全部補てんできると決めてしまいますと、やっぱりモラルハザードの問題があります。

やはりそういう最後は赤になつたときにどういう責任が生ずるかというのは、例えば商法上のいろいろな株主代表訴訟の対象になるような場合もあると思いますし、いろんな場合がございますので、現時点においては補てんすることができるところということで制度を立てているわけであります。

○峰崎直樹君 終わります。

○委員長(田浦直君) この際、暫時休憩いたします。

○委員長(田浦直君)　ただいまから経済産業委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、株式会社産業再生機構法、株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。
○松あきら君　金融界御出身の峰崎先生のすばらしい御質問の後で芸能界出身の私が一生懸命に質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。
それでは、火曜日に引き続きまして、今日は私は二日目の質疑でございます。まず、産業再生機構法案に係ります税務上の問題点についてお伺いをしたいと思います。
債権を機構に売却をした金融機関等につきましては、売却損を無税で損金に計上することができますが、

りますけれども、あつ、もう一人、まだまだ、まだ続きが、何か手を挙げていらっしゃる。

○政府参考人(村上喜堂君) 産業再生法に関連する法令に何らかの規定を設けていただくとか、そういういた措置は必要かと思います。

○松あきら君 まあ、今その協議については細かく言えないんだというふうに思いますけれども、やはりどういう方法でもいいですから認めていただいたいというのが国民の願いであるというふうに思うわけでございます。

もう一つ、税制について御質問いたします。

対象となる債務者、事業者は五年間の青色欠損金の繰越分を免除益課税と相殺することができるようになつてあると思われますけれども、産業活動再生特別措置法の改正はこの期間が五年から七年に延長されるのに対しまして、その本機構法案ではそのような措置が取られていないのは不適正ではないかというふうに思うんですけれども、いかがございましょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 確かに機構法では、おつしやった繰越金の問題は触れていないんですね。この理由は、機構法であります事業再生というのは本来の性格が私的整理でありますけれども、なかなか、これも度々申し上げているように、民間だけでは進んでいかないのがありますので、期間を限つてこういう機構でバックアップしようということになりますので、その本質は私的整理ですから、民間で一般に行われる私的整理と余りに違うというのは良くないと、こういうことでこの法律には決めていないんです。

ただ、現実には、基本指針で示されているように、機構の支援基準では、産業再生法の生産性向上基準あるいは財務健全化基準を満たすことを要件としておりまして、この対象事業者が産業再生法の認定を受けければさつきおつしやった規定が使えるわけでありますので、かなり多くの場合に実際上はこの繰越期間の延長が使えることになるのではないかと考えております。

○松あきら君 ありがとうございます。

認定をされれば、法律には決めていないけれども、ほとんどのオーケーであるという、こうした御答弁であつたというふうに解釈してよろしいですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 産業再生法の認定を受ければ使えると、こういうことでございます。多くの場合、基準が共通しているところがありますから、産業再生法のハードルも越えられるものは多いであろうと、こう申し上げたわけであります。

○松あきら君 ありがとうございます。

ちょっとと一つ、この法案とは関係ないですかけれども、一つ挿ませていただきたいと思います。

昨日も申し上げました十兆円の資金繰り円滑化借換え保証制度、これはとても皆さん喜んでいらっしゃいますけれども、私も昨日委嘱でそれを申し上げたんですけども、今、三月二十五日現在で三万八千四百四十八件、六千二百七十五億円出しているという、すごい数だなあと、うつうつ思つてます。それで、昨日、部屋へ帰りましたら一杯いろんなところからいろいろなことが来てお

りまして、ちょっと一つこれ申し上げたいなと思いました。

この制度の利用を銀行に申し込んだところ、この制度は明日の資金繰りが分からぬ危ない会社に勧めて、優良な会社には実は勧めていないと言われたそうなんです。これを利用すると今後の融資はできないという考え方で、どうでもよい会社にはどんどん勧めるけれども、今後とも取引をする会社には勧めてしまうと後が利かなくなってしまう法律には決めていないんです。

ただ、現実には、基本指針で示されているように、機構の支援基準では、産業再生法の生産性向上基準あるいは財務健全化基準を満たすことを要件としておりまして、この対象事業者が産業再生法の認定を受けければさつきおつしやった規定が使えるわけでありますので、かなり多くの場合に実際上はこの繰越期間の延長が使えることになるのではないかと考えております。

○松あきら君 ありがとうございます。

われているのか、また、どういう対処をこれからしていかれるのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副大臣(西川太一郎君) 松先生も経済産業大臣がおきましたが、この問題に大変御熱心に働いていたいたいた結果であると私は思っております。

〔委員長退席 理事松田岩夫君着席〕

これにつきましては、今日ここに御出席の伊藤金融庁副大臣も大変熱心に働いていたいたいておりまして、二月二十四日の日でございましたが、全国の銀行の代表者の皆さん信用金庫、信用組合、政府系金融機関、こういう代表者に金融庁にお集まりをいただきまして、竹中大臣、伊藤副大臣から、そして不肖からも、こういうことが、たまたま先生の御懸念のようなことがないよう徹底をしていただきましたし、いたしました。

〔委員長着席〕

特に、伊藤副大臣からは、検査マニュアルの別冊に、これは条件緩和債権には当たらない、つまり調達金利を下回る金利で貸し出すというそんなものではないわけですから、通常のビジネスで銀行はやるわけですから、この場合にはそういう条件には当たらない、それを理由にしてただいまのようなことがあつてはならないと、こういう御趣旨を徹底していただきました。

その後、平沼大臣からも、全国信用保証協会の代表者に当省にお集まりをいただきました、このことにつきましては厳重に大臣からお話を聞いていただきました。

そしてさらに、杉山長官の下で、管理職が全國に飛びまして、このことにつきまして徹底しておりますので、ただいまのような具体例がございましたら、どうぞ御遠慮なく御教示をいただきまして、私ども対処していきたいと思つております。

○副大臣(伊藤達也君) 今、西川副大臣からお話をございましたように、二月の二十四日の金融機関の方々との意見交換会で、西川副大臣も出席する中、竹中大臣からも私からも、この借換え保証制度の趣旨というものをお金融機関の皆様方はよく理解をして、中小企業に対する資金の円滑化に

努めていただきたいということは強く要請をいたしているところでございます。

また、財務局におきましたが、こうした趣旨を徹底させるために地域におきましていろいろな意見交換をさせていただき、その中で周知徹底を図つていただけるところでございますので、今日の先生の御質問も受けまして、私どもとしては更にこの制度の意義というものを金融機関に御理解をいたくために努力をしていきたいというふうに思つております。

○松あきら君 力強い両副大臣からの御答弁、ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、次は中小企業の関連に移らせて、元に戻らせていただきたいというふうに思います。金融庁は、金融機関に対して不良債権の早期処理を指導する一方で、中小企業向け融資も要請をしております。しかし、金融機関にしてみれば、やはり資産圧縮、自己資本ですね、この充実を至上命題としている以上、やはりこのリスクの大きい中小企業向け融資をやはり敬遠せざるを得ない、あるいは少しでも経営が苦しくなってきたら、中小企業からはやはり早く取つておかないといふふうに思つておられる方々がいらっしゃるといふふうに思つておられます。しかし、金融機関にしてみれば、やはり資産圧縮、自己資本ですね、この充実を至上命題としている以上、やはりこのリスクの大きい中小企業向け融資をやはり敬遠せざるを得ないといふふうに思つておられます。

そこで、もしかしたら不良債権になつてしまふかも分からぬといふふうに思つておられる方々がいらっしゃるといふふうに思つておられます。やはり、なりふり構わず回収に走らざるを得ないのかなというふうに思つておられます。

先ほども峰崎先生から不良債権の処理、どうして先送りしてしまつたのだろうという、いろいろ御答弁も私も聞いておりまして、もうこれはいろいろな要件、もういろんなことが絡み合つてこうなつてしまつたといふふうに思つますけれども、やはり先送りするとなればシスティムがやっぱりどこかにあつたのかななどという思いもするわけですね。やはり情報開示の義務が弱いとか、あるいはやつていても罰則が余りないとか、税制上のメリットも余りないとか、いろんなことが絡み合つて今日に至つてしまつたのかなというふうに、こ

況が現実に一つあるわけです。

そして全国銀行、全国銀行の中小企業向け事業資金貸出し残高につきましては、中小企業庁の中小企業調査月報で見ますと、平成十四年三月の二百十二兆円が同年九月には百九十七兆円と、十五兆円も減少しているわけでございます。こうした金融政策上の矛盾を解決しない限り、貸し渋り、貸しはがしというのはなくならないのではないかなどというふうに思うところでございます。

産業再生機構案では、一方では金融機関の不良債権処理を促進し、他方では過大な債務を負っている事業者に対して金融機関が有する債権の買取り等を通じてその事業再生を支援しようとするものであり、これはもうこの間も、今日もさんざん出たわけでございます。こういうところでございまして、それにこの質疑の中でも、この法案は、機構法案は大企業に限ってというわけではありませんと、だから、これはうまく機能、うまく機能させねんという御答弁もあつたというふうに思いました。それについての結果は、金融機関の中小企業向のその資金調達、十兆円のバックアップをするわけではありません。やはりこの機構が個別企業を救済するために國の資金を使つのではない、国民の多くのはやはりそういう思いが、これは払拭できないというふうに私も思うんですね。不良債権処理の加速によって内閣府の試算でも十七万人もの失業が生じることを考えますと、これらの失業者が吸収されるような明確な産業構造転換ビジョンの下に、機構は債権の買取りを通じて産業再生を支援していくことが必要ではないかというふうに思います。そうでなければ、やはり國民も納得が得られないのではないかというふうに思うわけでございます。

○國務大臣(谷垣禎一君) いわゆる貸し渋り、貸

しはがしと言っている問題の背景に何があるか

と考えますと、先ほども申し上げたところでござ

りますけれども、日本の金融機関の、何とか、

ビジネスモデルといいますか、いわゆるメンバ

ンク制の下で一つ一つ、融資をするときに一つ

一つの事業のリスクをきちんと判定して、そのリス

クに見合った金利を取るというよりも、長い企業

との付き合いということを前提として企業自体を

対象として丸ごと貸し付ける、そして不動産担保

を取るというようなやり方でやつてきたと思う

ですが、こういうデフレの状況になりますと、そ

ういう状況の下では、もう貸し付けた債権の収益

力も乏しいし、また担保の価値自体も下がつてしまつて収益力もない、余力もない、こういうことで貸

し渋り、貸しはがしという現象が起きできている

ということだろうと思います。

それで、産業再生機構は、結局、金融機関などが有している債権を直接買いつけて事業再生を助けていくというシステムですが、そういうことにかけてしまえば不良債権を切り離すことができるようにして、金融機関にとっては、機構に債権を売却してしまえば不良債権を切り離すことができるし、それから、ずっと持つている場合でも、それが事業再生によって正常債権化していくという

ことができれば貸出し余力というものが出てくる

と。だから、これはうまく機能、うまく機能させ

れば、その方向で私は十分役に立つものだと、こ

とを期待いたしております。

○松あきら君 私も是非貸出し余力が出てくるこ

とを期待いたしております。

私も何回も申し上げるようでございますけれど

も、やはり政府は、この本機構、本産業再生機構

のその資金調達、十兆円のバックアップをするわ

けでございます。やはりこの機構が個別企業を救

済するためには國の資金を使つのではない、國民

の多くはやはりそういう思いが、これは払拭でき

ないというふうに私も思うんですね。不良債権処

理の加速によつて内閣府の試算でも十七万人もの失業が生じることを考えますと、これらの失業者が吸収されるような明確な産業構造転換ビジョンの下に、機構は債権の買取りを通じて産業再生を支援していくことが必要ではないかというふうに思いました。そうでなければ、やはり國民も納得が得られないのではないかというふうに思うわけでございます。

○國務大臣(谷垣禎一君) いわゆる貸し渋り、貸

しはがしと言っている問題の背景に何があるか

と考えますと、先ほども申し上げたところでござ

りますけれども、日本の金融機関の、何とか、

ビジネスモデルといいますか、いわゆるメンバ

ンク制の下で一つ一つ、融資をするときに一つ

一つの事業のリスクをきちんと判定して、そのリス

クに見合った金利を取るというよりも、長い企業

との付き合いということを前提として企業自体を

対象として丸ごと貸し付ける、そして不動産担保

を取るというようなやり方でやつてきたと思う

ですが、こういうデフレの状況になりますと、そ

ういう状況の下では、もう貸し付けた債権の収益

力も乏しいし、また担保の価値自体も下がつてしまつて収益力もない、余力もない、こういうことで貸

し渋り、貸しはがしという現象が起きできている

のが右肩上がりのそういう経済発展の中で歴然としておりました。したがいまして、成長産業を伸ばして、そして衰退産業を円滑に縮小していく、民間の自助努力を支援して、我が国産業の技術や人材などのポテンシャルの高い経営資源を最大限に活用してまいりましたし、それからグローバライゼーションの中で、やはり高度に産業が発展をして、そして市場も成熟をしてまいりますと、例えば今

の自動車ですか電化代表されるように、既存

産業で衰退をしているということじゃなくて、む

しろそういう一つの、何といいますか、例えば自

動車では低公害車ですか、あるいは家電ですと

IT家電が主力になつていて、そういう形で市場

と業態を多様化させながら発展をしていかなければならぬと、こういう今状況に相なつていると

思つていています。

したがつて、成長産業を伸ばして衰退産業を縮

小するということじゃなくて、それぞれの産業の

中で劣位にある企業において、谷垣大臣も度々

言つておられますけれども、不採算部門からの撤

退とそして得意分野への経営資源の集中というの

が必要になつてくるわけでございます。こうした

状況を踏まえまして、今回の改正産業再生法とい

うのは、企業単位での選択と集中を促すとともに、

やはり今、中小企業の我が國経済における役割や

あるいは中小企業再生の必要を考えますと、この

たび産業再生法の改正で新たに中小企業再生の規

定が設けられまして、各地域の認定を受けた商工

会議所等に地域関係者から成る中小企業再生支援

協議会が設置をされまして、中小企業の再生への

取組に対する指導及び助言を行う体制が整えられ

た、これは大いに私は評価されるところであると

いうふうに思います。また、この協議会には、腕

利きの会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士

など、中小企業の再生支援の専門家を配置して、

協議会が設置をされまして、中小企業の再生への

取組に対する指導及び助言を行う体制が整えられ

た、これは大いに私は評価されるところであると

いうふうに思います。また、この協議会には、腕

会が設置されました。各地域の状況を見てみますと、確かに法務、財務、こういうものに精通した人たちが当たると、こういうケースが多いようでございます。現在までに各地区二名から三名、専門家を選んできましたが、合計六十六名の内訳を見ますと、銀行出身が四割ということで、二十八名になっています。それから、中小企業診断士が約三割ということで、両方合わせると七割が中小企業診断士と銀行出身と、こういうことになつております。

確かに、御指摘のとおり、技術を評価できる、

そういう専門家が必要なケースもあると考えておりますし、これらにつきましては中小企業支援セ

ンターに登録されております専門家等を活用して

対応していきたいと、こう考えております。

○松あきら君 大事な観点でございますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

最近のある経済雑誌なんですけれども、中小企

業再生の事例が記載をされています。これは私

の地元の神奈川県の横浜銀行のことなんですね

ども、中小企業再生の成功例などを情報マイス

ターリー制度と、こういう名前を付けまして作つてお

ります。そして、情報収集、データ管理を行つて

おりまして、再建可能と判断した中小企業に対し

ましては専門的な知識や経験を持った行員を派遣

しまして、そして支援企業の再生に大きな効果を

上げているというふうに聞いております。とても

うまくいっているそうでございます。

この事例でも分かりますように、中小企業再生

が功を奏するかどうかは、やはり社長のやる気を

いかに引き出すか、そういう引き出す情報を提供

できるか、これも一つの大きなポイントであると

いうふうに思うわけでございます。

そこで、中小企業の再生が成功した事例、失敗

した事例をデータベース化しまして、中小企業再

生協議会でアドバイスに当たる専門家の資料とし

て役立つことも検討してはどうかというふうに思

いますけれども、大臣、いかがございましょうか。

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でござ

います。

時間が来ましたので、終わります。済みません、

残しましたけれども、

○西山登紀子君 日本共産党の西山登紀子でござ

います。

本会議と一昨日の質問で、今回の産業再生法の

骨格の一部が少し見えてきたかなというふうな思

いでございます。

これは松先生御承知のとおり、既に二十七の都道府県の協議会で相談業務が開始をされておるところございます。三月二十日時点までに延べ二百九件の相談が寄せられているところでございます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 今、横浜銀行の取組に

対してお話をいただきました。私どももそのこと

は承知をさせていただいております。

○國務大臣(平沼赳夫君) 中小企業再生支援協議会につきましては、もう

府県の協議会で相談業務が開始をされておるところございます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 九件の相談が寄せられているところでございます。

○國務大臣(平沼赳夫君) 今後は、単なる相談業務だけではなくて、再

生計画策定の支援など、より具体的な支援の段階

に入つていくと、こうしたことになると思つてお

ります。

○國務大臣(平沼赳夫君) 今御指摘のとおり、中小企業の再生事例を専門

家同士で共有するということは非常に再生支援を

進める上で効果があることだと、このように思つ

ておりますし、当省いたしましては、一つは、

再生支援業務の本格化に伴い、地域ブロック、全

国レベルで協議会の常駐専門家による連絡会議

を設けようと思つております。そして、専門家同

士で情報交換を行いまして連携していくための枠

組みを構築をいたしたいと思っております。

二つ目は、個別企業の再生支援に係る具体的な

内容は、すべて個別の、いわゆる帳票によつて、

帳面の帳の票、帳票によつて全国統一フォーマッ

トで管理をしていくこととしておりまして、再生

支援の成功事例でございますとか失敗事例等につ

いて、個別企業情報等、守秘義務に係る情報の扱

いには十分配慮しなければなりませんけれども、

私は、やはりこういう強引なやり方で、不良債

券の処理を私たちも必要だと思います、しかし、

その処理のやり方というのは、やはり消費購買力

をうんと高めることによつて景気を良くすると、

そういうことで解消を図つていくといふことであ

りまして、今のように不良債券の処理をぐつと追

い掛けまして、それをばんばん切つていく、強制

的に切つっていくというやり方は、結局は小泉政権

になつてからも不良債券は実は増えております。

ということで、やはりこれはデフレ加速策にもな

るし、おやめになつた方がいいのではないかとい

うことをずっと申し上げてきているところです。

そういう基本的な立場がございますので、その

立場を踏まえながら、一昨日に引き続いて、最初

は国民負担の問題、やっぱり国民がどれだけ血税

を使われるのかと、その使われるのも正当な目的

であればいいんだけども、そうでないものに使

われるということについては、やはり大きな問題

を感じますので、一昨日の後段の質問のやり取り

から少し確かめながら御質問をさせていただき

たいというふうに思います。

不良債券の処理は、本来、問題の当事者であり

ます銀行や企業の責任で行うのが筋だと私は思つ

ております。企業の再生がうまくいかない、ある

いは銀行の不良債券の回収がうまくいかないとい

うこと、国民の血税をそれにはんぱん使うとい

うことはやはりモラルハザードを引き起こす誤つ

た方法ではないかと思うんですね。

○國務大臣(平沼赳夫君) これは、この法律、第四十条、四十六条规定と、政

府保証ということが、仕組みとして、この機構と

いうのはそういうことができるようにしてあるの

ですよ」ということが四十条、四十六条规定にございま

す。

○國務大臣(平沼赳夫君) 一昨日の質問に、谷垣大臣、私が十兆円という

のは、今は十兆円ということになつているけれど

も、それはリミットではないのではないかと、場

合によつては小さく産んで大きく育てていく、十

兆円にはとどまらない、そういう懸念を持つけれ

どもどうかと言えば、いろいろ御答弁あります

そこは出口を見据えた歯止めというものがやはり

ある、この点も御理解くださいというふうに御答

弁なさつているんですけども、そこは出口を見

据えた歯止めというのは、これはどうやつて、こ

の法律上は歯止めが、どこに歯止めがあるんで

しょうか。説明をしていただきたいなと思います。

○國務大臣(谷垣禕一君) 歯止めと申しますの

は、要するに買ひ取る債券の対象である企業です

ね、その企業が三年ぐらいを終えたときにきち

と独立立ちをしていけるのかどうか、あるいはだ

れかスポンサーが現れるかどうか、そういう再生

計画であるかどうかをきちんと判定すると。それ

は産業再生委員会でやつていただく、そういう仕

組みを設けていふことが歯止めになつてていると思

います。

○西山登紀子君 それからもう一つ、買取り価格は適正な時価で、

再生計画を見据えた適正な時価を上回らないとし

ているのも歯止めであります。

○西山登紀子君 なかなか先が読めないところに

それから原因とか、それからその経営陣がどういうふうに事業遂行していたというような状況もありますし、それからスポンサー企業が、スポンサー候補と言つてもいいかもしけませんが、スポンサーが経営者に対してどういう意向を持つていて、か、こういうことをいろいろ総合的に考えて、個々のケースごとに判断せざるを得ないのではないかと思います。

（西山辰緑子君）そして失敗をしてしまくって、むしろ国庫に戻つてくるというふうなことは余り想定がされないと。結局、その損失が出た場合に、先ほど来お話には、拠出者にはそれ以上の負担は求めないということになりますと……（発言する者あり）求めないんでしよう。——求めないと。

○西山登紀子君 それ以上求めないということになりますと、結局国民の負担が、まあそれを穴埋めせざるを得ない。しかも、今は十兆円なんだけれども、この法律の土租み上からいいますと、予
られないというのもちょっと違う。

算の中で決めていくことになつて、十兆円の、今は十兆円だけれども、そのリミットといふものは事の進展によつては膨れ上がる場合もあると。そして、国民の血税が穴埋めに更にたくさん使つてゐる場合もあり得るといふことになるこ

さへ何れかある場合においては、いふこといふこと思ふんです。今のこの仕組み上から見ますと、歯止めがないわけですからね。

やっぱりこんなモラルハザードはないのであります。よく小泉さんは、痛みを伴う構造改革と言つては、よく国民には固くこゝもと、今トダ、

言つてはよく目眞いに個人の病みを、ひとつして痛みを押しつけております。自分で負えといふことで押し付けております。ところが、こういうふうな企業、それもとりわけ大きな企業、大企業や大手銀行の痛みというものはむしろ国民に押し付けてはばかりないと、これはどうしても筋が通らない。

もう一度、一昨日も聞きましたけれども、御答弁がちょっと弱かつたと思いますので、もう一度

○國務大臣(谷垣禎一君) 今の西山委員の御議論は、いみじくもおっしゃいましたように、買ひ取つての債権が回収できるなんということはほとんど考えられないという前提の下に議論をお組み立てになりましたが、私は、さうなつておるんだと思うんですね。そこが私がさうおっしゃっているときに首をひねりながら聞いていたところでございまして、現実に、確かにまだ日本の事業再生というものは十分にマーケットもでき上がっておりませんけれども、現実に幾つか非常に成功事例もでてきております。したがいまして、きっちと計画を立てて、きっちと認定をしていけば、私は、回収できるものもたくさんある、場合によつては利益を生むような案件もないとは言えないと思います。

私が申し上げているのは、手掛けた案件がすべて黒になるとか、すべて成功するということは、これはなかなか難しいということ、それは率直に認めなければいけないと思いますが、十兆全部結構持ち出しなり、それで挙げ句の果てに、それを更に積み重ねていくなんということは、この機構の仕組み自体からもそういうことは考えていないので、ちょっと前提が違うなという感じ、思いでござります。

○西山登紀子君 私が申し上げているのは、十兆円超えることが問題だと言つてゐるのではなくて、国民の負担が、何の責任もない国民から血税を穴埋めのために、十兆の範囲内では一部、すべて使えるとしておるけれども、これがもつとうんと、今の状況ですから、事態はずっと経済的にも深刻になつていくような事態になつていけば、十兆円じゃとどまらないでしようということを言つています。十兆円を超えるかどうかということじゃない、十兆円の枠の中だつて国民の血税を使うということについても私はモラルハザードで問題だと申し上げてゐるわけであります。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今、十兆円にとどまらないでしようとおっしゃいましたが、そこがやつぱりちょっと違うんでございまして……

○西山登紀子君　いや、仕組みとして。
○國務大臣(谷垣禎一君)　いやいや、仕組みとしてやつぱり十兆円というのは、現在でもそうではござりますけれども、予算措置をきちっとしなければ十兆円使えないのでですね。それで、それを更に歯止めなくやるとおっしゃいましたけれども、それはやはり国会でまた予算措置をそんな箇会に申し上げられる筋はないと思うんですね。だから、そこがちょっと違うんじゃないかなと思ひますね。

○西山登紀子君　法律の仕組みとしてそういうことができるようになつてはいるんですよ。そして、拠出金以外に、以上に負担は押し付けないといふふうなこともおっしゃつてはいるわけですから、それならば、損失が出た場合の負担はだれが負うのかといえば、この法律の仕組み上は国民が負うと。しかも、それはもちろん国会で予算措置を取つて、ということになりますけれども、今進めていらっしゃる皆さんが多い数で国会でお決めるなるというようなことであれば、そういうことも可能になる、仕組み上そくなつてはいる。

だから、この法律の問題点は一番そこのところに大きな問題があると。何の責任もない国民のところに言わば血税で穴埋めをさせるという仕組み、仕組みをきちっとこの中に入つてはいるんですね。そこが問題だと申し上げてはいるわけです。

谷垣大臣が、担当大臣がお分かりにならなかつたらとても困っちゃうわけで、次に移らせていただきますけれども、大臣、産業再生機構が非常に、(発言する者あり) 脳天氣というか、産業再生機構が支援するのは再生可能な企業に限られるところはすべて赤になつてくるというわけですか、できない企業というのを支援しないということなんでしょうか、当然ながら。

○國務大臣(谷垣禎一君)　それは再生可能性がないものをお受けすれば、委員が御心配のように、大企業がおっしゃっているんですけれども、再生できることをやつぱり認めるわけにはいかない

いんで、やっぱり再生可能性がなければ、それは市場で淘汰していくだくということになると思いませんね。やっぱり、いいものがあつて、あるけれどもたまたま今過剰債務で苦しんでいるところを何とか救えないかということなんでござります。

○西山登紀子君 そういうことになりますと、機構が支援を決定すると国が再建のお墨付きを与えます。たというふうな形になるわけですね。再生可能なですね、認められたということになりますよ。

反対に、これが支援がされないということになりますと、これはもうやはり逆のお墨付きになってしまって悪い結果にならないか。そういうことでいえば、塩川財務大臣が企業の生き死にを判断する閻魔大王のような役割が必要だなということになります。で、こういう機構ができたと思ってるんですけども、この産業再生機構というのは企業の生き死にを握るこういう理解でよろしいでしょうか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 閻魔大王というのは、私が、どうもちょっと違うような気がするんですね。こういうのは例えでございますから、例えといふのはどうしても正確さを欠くところがあると思いますが、私はやっぱり、病気の企業が入院をして、手術をして、元気にしてお出しするようなところではないかと思います。

先ほどおっしゃいましたように、我々の機構ではお受けできないという例もあると思います。それは再生できない、とても再生の可能性がないと判断してお受けできないという場合もあるかもしませんし、しかし必ずしも再生の可能性がないからできないというだけではなくて、やはり何というんでしようか、当事者がなかなか合理性のある再生計画を、何というか同意していただけないような場合には、本当は再生可能なものがあるわけですねけれども、どうしても当事者やメインバンクが御承知ならないということであれば、できない場合と、いうのもあらうかと思います。

ただ、今、委員の御心配になつたことは、恐らくそういう、あそこの病院に持つていつたけれども

も病院で入院を許可してくれなかつたということになると、もう不治の病だというようなことになつてしまつといけないじやないかということだと、うと思ひますから、その点は私どもはお受けできなきないような事案、お受けできないというようなものはあくまでその守秘、きちつとその秘密を保持するというようなことが市場に対する配慮からも大事かなと思つております。

○西山登紀子君 ネーミングの問題で、閻魔大王はよくなかったとか、弥勒菩薩の方がよかつたとか、いろんな何か新聞で言われているのですけれども、そういう名前のネーミングが独り歩きをするという問題というよりも、私はやっぱり産業界人生という名の下に、やはり企業の生き死にを判断をして不良債権を加速的に処理をしていくというきちつの役割を担つてゐるものであるというきちつとした認識が必要だと。

むしろ閻魔大王の方が言い得て妙ではないかななど
いう思いはいたしますが、閻魔大王ということになると
なりますと、もうそこまで行かない前にもういろいろ
んなことが起こってしまうというふうにも思いました
ですね。

次に支拂基準の問題についてお伺いしたいと
思うんですけれども、国民の税金を使う以上、支
援基準は公正でなければならぬということです。
本会議でも質問させていただきました。結局、基
準はあるというけれども、やっぱり個別業界、あ
るいは個別企業ごとの恣意的なものにならざるを得
ないんじゃないかというふうに申し上げました
から、大臣、谷垣大臣の御答弁は、昨年の十二月十
九日の企業・産業再生に関する基本方針に従つて
やつていくんだということで、本会議ですから全
たらと思います。

○政府参考人(江崎芳義君) 産業再生機構の支援基準でございますが、先生御指摘のように、昨年十二月の産業再生・雇用対策戦略本部、ここで決

定をいたしました企業・産業再生に関する基本指針、これに従つて定めるということにしてござります。

その主な内容でございますが、数点ござります。

一点目は、再生計画終了時点におきまして生産性が向上し財務構造が改善をすると。これにつきましては幾つかの数値が書かれてござります。

二点目でございますが、対象企業の清算価値よりも回収価値が多いことと、再生するよりもその場でばっしゃに行き場がないことによる、二

場ではらした方が高いということはないとしてうなとでござります。

正な時価とするということでござります。さらに、再生計画の終了時点におきまして、新たな再生スボンサーの関与等によりまして資金調達、ほかか

ら新しいお金が入ってくるという、これが可能な状況となり、その結果、機構として債権の処分が可能となるという蓋然性が高いと見込まれると、

こういったことをその内容としてござります。
○西山登紀子君 それで、いろんな生産性向上基
本システム才を建設しておきたい。この段階

準だとか東洋便全作基準だとかなどって要領
目標が出ているんですね。ちょっとその点を問
題にしたいなというふうに思っているんですけれ

ども、例えばキヤツシユフロー全体に対する有利子負債の比率が十倍以内というふうな、こういう数値がござりますね。この数値を適用すると、こ

の十倍以下であるような業界というのは、いろんな業界がありますけれども、ばらばらしちゃって、最初から十音以内と「うふうこなつちやう」と十音

以上の業界というのはもちろん対象にならないと、こういうふうになるんじやないかと思ひます。

うんですね。
例えば、国内で優良企業と言われるオリックス
リースというのにはキャッシュフロー四十八倍だと

か、いろいろばらつきがござります、ここに資料もございますけれども。こういう場合は最初から対象にならない業界が出てくるけれども、その点

はどういうふうにお考えなんでしょうか。
○政府参考人(江崎芳雄君) 先ほどお答えを申し

上げました生産性基準なり財務構造基準、この中
に先生が御指摘になりました有利子負債のキャツ
シユフコーに対する比率が十倍以内、こしま計画

の終了時点の見込みでございますが、そういうものが含まれてございます。

これらの指標でござりますか、対象企業の生産性でございますとか財務の健全性、こういったものを客観的に判断をする、示すものということです。

企業の状況を的確に把握するための有力な手段だと考えてございます。

りの基準を申し上げましたが、その中の一つでございまして、業種特性等を勘案いたしまして合理的に忍りうるる手段の事情がうらみ、こう、つこ

白と詰められた特典の事情があるなど、こうした場合にはその基準を硬直的に適用しないということを考えてございます。

○西山登紅子君 硬直的に適用しないといふことは、非常に弾力的に運用もするということですか
らね。だから、私は、やっぱり公正的な共通の基

準というのは、なかなかこういうふうな仕事の場合には、可能性としてはなかなか難しくて、結局恣意的なあるいは企業別の個別の彈力的なと、こ

ういうふうになつていつてしまふんぢやないかと
いう点を大変危惧をしております。

そこで、か。と時間がないので質問を 終了
産業に関する過剰供給構造の質問を少し三つぐら
い飛ばさせていただきまして、谷垣大臣に、法案

の二十一條、その支援基準の問題について、この法律では産業再生法の基本指針、所管大臣のいろんな規定がござりますよね。この中に、所管大臣

が支援基準でいろいろ意見を述べるときには産業再生法の基本指針、事業分野別方針との整合性に配慮しなければならない」とか、「二十二条の支援方針

定では、第六項で述べたとおり、事業所管大臣は、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野に係る、その他の必要な事務を執行する。

野の実態を考慮して必要があるときは機構に対しても意見を述べることができるという規定をわざわざ置いております。この理由は何なんでしょうか。

○國務大臣（谷垣禎一君） これは、主として、個々

ます。

具体的には、支援基準に対する意見は産業再生法によってあらかじめ定められた基本指針及び事業分野別指針との整合性に配慮することが求められてることで、また支援決定に対する意見といふのは過剰供給構造その他の当該事業分野の実態を踏まえたものとすることであれぞ担保をされているところでございます。さらに、これらの事業所管大臣の意見を踏まえつつ、最終的な支援の判断というのは産業再生機構における産業再生委員会が決定することになつていております。

したがって、機構による支援が政治の介入を受けたり業界保護の観点からのお易い支援に陥るおそれはないものと考えております。逆に、こうしたことを回避するため事業所管大臣は意見を述べることができます。この趣旨だと思っております。

○西山登紀子君 法文上は確かにそういうふうに読めるわけですが、昨今の政治というのは非常に癪着という問題がございまして、むしろ私なんかは所管大臣は何か物を言うとやがんでいくんぢやないかというふうな思いを強くするものですから、その額面どおりに受け取れないという、そういう不信を持つて国民が見ているということなんですよね。そういうことも是非心しておいていただきたいなというふうに思います。

それで、流通業界の実態について、次に移りたいと思います。そして、資料も配付をしていただいておりますので、ちょっと局長さんの方から御説明いただけますか。

○政府参考人(望月晴文君) お尋ねの一九九一年から現時点までの流通業界の大体実態の数字を御説明申し上げます。

先般、二〇〇二年の商業統計速報が出ましたので、これに基づきましてお答えを申したいと思います。まず、店舗数に関しましては、九一年には百六十万店舗あった店舗数が二〇〇二年では百三十万

店舗に減少をいたしております。特に、従業員数は四人以下の小規模店舗につきましては、九一年に百二十七万店舗あった店舗数が三十八万店舗減少し、二〇〇二年では八十九万店舗になつております。

また、年間販売額に関しましても、一九九一年に全体で百四十二兆円あった販売額が、九四年、九七年には増加をいたしましたもののその後は減少をいたしまして、二〇〇二年には百三十五兆円になつてございます。

一方、売場面積に関しては、九一年に一億九百九十万平米だった売場面積が二〇〇二年には一億四千六十四万平米にまで増加をいたしているというのが実態でございます。

○西山登紀子君 これはもう点線を見ていただきますと、この点線は従業員四人以下の小さなお店でございます。実線の、黒い丸の実線は小売店舗の数でございます。これは八二年からずっと減っているということはお分かりいただけますし、九年から急激に減つているということも左側の図でお分かりいただけると思うんですね。

売場面積はぐんぐんと増えておりまして、右側のグラフを見ていただきますと、売場面積が増えた。そして、一時期、小売業の販売額というのも九七年が非常にピークになつていて、その後ずっとやっぽり減つてきて、マイナス十二・六兆円という形になつてきております。このギャップが結局、過剰ということになつてきて、大臣にお伺いしたいんですけれども、大きな店舗の問題ももちろんございますが、見ていただきたいと思います。

○国務大臣(平沼赳太君) まず、ダイエーの方から先にお答えさせていただきたいと思うんです。ダイエーについては、経済産業省が、先ほど出ましたがれども、闇魔大王になつてそういう振り分けたわけじやございませんで、あくまでも主力銀行による債権放棄等の下で自主的な構造改革の

だきますと、小さなお店がずっと、目立たないかもしれませんけれども、オールジャパンで統計いたしますと四十万店もこの間減つていると。これはやはり規制緩和の影響が大きく出ておりまして、その点について、まず大臣の、これはもう時間が来ましたので、一つは、そういうふうにつぶしてきた、大型店の出店を規制緩和をしてラッシュを作り出し、そして小売店はむしろにぎわいを消してきましたと、そういうことで、そして今こういう過剰状態が一方では起ころながら問題だというふうに言つてはいる。これはやはり政治の一つの責任、政策の間違いがあつたということについて大臣の責任を一つはお伺いしたいのと、もう二つ続けて聞いています。

昨年は、産業再生法の基準を緩和してダイエーを認定をされました。そして、この産業再生法、再生機構法のいろいろ取りざたがされましたときに、一月ごろですか、この機構の第一号は西武百貨店じやないかというようなことがマスクに載つたことがあって、今はそれはもう解決されていて、このことなんですね。その後ずっとやっぽり減つてきて、マイナス十二・六兆円という形になつてきております。この

正に過剰供給構造を生み出してきた特定の大企業などを救済するようなこの二つの法案、機構法案と活力再生法案については、やはりこれは国民は納得できないというふうに思います。

その二点についての大臣の御所見を伺つて、終わります。

○国務大臣(平沼赳太君) まず、ダイエーの方から先にお答えさせていただきたいと思うんです。

ダイエーについては、経済産業省が、先ほど出ましたがれども、闇魔大王になつてそういう振り分けたわけじやございませんで、あくまでも主力銀行による債権放棄等の下で自主的な構造改革の

取組を行つてはいる、こういうふうに私どもは理解しております。当省としては、あくまでも産業再生法の趣旨に照らして審査をして、その定めると合致すると認められたことから認定をして、そして法のつとつて減税措置等の支援を講ずることとしたものでございまして、国として救済をしたと、こういうことではないわけござい

ます。

その中で、やはり私どもは中小の商店、商店街はもとより重要な位置を占めておりまして、私どもは、身近な買物の場の提供に加えて地域住民の交流の場、そういう場の提供等、地域のコミュニティの中核として大きな役割を果たしてきたものと、こういうふうに思つておりますので、これは中心市街地活性化法による、そういう手だけで今やつてはいるところでございます。

それから、最初のお尋ねでございますけれども、私もとしては、確かにこのグラフで示されていますおり、四十万店舗も減少していることは事実です。そして、各地域の小売店ですとか商店街の状況を見ますと、一部の地域には元気な商店街や商業集積も見られるなど、地域ごとに差はありますけれども、本当に御指摘のように一般的には大変厳しい状況に置かれております。私どもは、このような状況の背景には、我が国の小売業を取り巻く環境の大きな変化があると、こういうふうに考えております。

すなわち、まず第一点としては、近年、消費者のニーズ、志向は短期間で大きく変化をして、またモーティゼーションの進展等によりまして消費者の行動範囲というのが非常に大きく拡大をしている、小売業はこれに機敏に対応することが求められて、様々な業態間の競争が激化している、こういう実態があると思つております。

また、小売業を取り巻く国際的な規制環境等の変化も踏まえて、大店法の規制緩和、さらには大店立地法を始めとするいわゆる町づくり三法の制定などが行われたわけでございまして、この町づくり三法というのは、需給調整ではなくて、都市

計画や地域環境との整合を図りながら市街地の活性化を進めようと、こういうふうにしているものでございます。非常にこの少子高齢化の中で中小売店の経営者の高齢化や後継者不足等による廃業というのも深刻な問題だと、こういうふうに思っております。

して大規模レジャーあるいはリゾート、ホテルといったようなところではないのかと、こう推察をしているわけなんですが、そういうときに、私はやはり再生をするというときに、大変な社員に迷惑を掛け、従業員を頭頭に迷わせる。そしてまたお金を棒引きにしてもらわないとやつていけない、そういうようなそれまでの経営責任ということを考えますと、経営者は必ず交代をしてもらわなきゃいけないと、こう思うんですね。

ところが、この間から御答弁をお伺いしておりますと、必ずしもそこを奥歯の物が挟まつたようにはつきり言われない、場合によつては純投といいますか、されるような話があります。

私は、そういう、何といいますか、従業員を路

頭に迷わせて、借金を棒引きにしてもらつて踏み倒した、ある意味では踏み倒すような話なんですね。そういう経営者が次の企業再生を決してうまくやれるわけがないと、こう思うんですね。ですから、そのことについて、事業が一番多いであろう平沼大臣と、また国土交通省、中馬副大臣もお見えでございますので、それでお伺いさせていただきたいと思います。

りまして金融機関の債権放棄が行われる場合は、その責任を有する経営者の退任が求められるこれが一般的だと思っております。産業再生機関の支援対象企業についても同様に、責任ある経営者の退任が求められることが私どもはあることは当然だと、こういうふうに思います。

ただし、現実の事件は、経営を悪化させた責任のある経営者が既に退任をしているというようなケースも考えられますが、経営再建のための新たな経営者が就任している、そういう場合もありますし、新しいスポンサーが事業再生の観点から経営者の留任を支持する場合、あるいは現経営者に代わる適切な新しい経営者を見いだすことが、特に地域の中核企業なんかで多いと思いますけれども、困難な場合など多種多様なケースがあるのです、一律には私は言えないとおもいます。しかし、

根底は、おっしゃるところ、経営責任を取つて辞めるべきことは、私は当然だと、このように思っています。

任あるいは詐欺まがいのことをやっている場合が私は往々にしてあると思うんです。ですから、融機関に対するのは預金保険機構あるいはRCIは告発、告訴告発の権限あるいは損害賠償請求、そういう権限を持つて、いるわけありますけれども、この企業再生機構はそのことはどうなつて

おるんでございましょうか、これ谷垣大臣に。
○國務大臣(谷垣禎一君) 機構が業務を行つていて、
く際、その対象となる企業が仮に取締役による特
別責任などが行われておつたということが分かつ
たときには、それは告発も含めて適宜な措置を取
ることは私はこれ当然のことだらうと思います。
ただ、その機構の業務の主目的はそういう前の

経営者の非違を摘発するというのが目的では必ずしもございませんで、事業や産業の再生をするということが本来の目的でありますから、私の整理をよりスピーディーで踏み込んだものとするためのものと、こういうことでありますから、企業の経営者の背任行為の追及を主な目的として業務行為を行うことはこれはないと、念のために付け加えさせていただきます。

○広野ただし君 私もそれを主な目的にということを言つておるわけじやありませんで、少なくともこの企業は救われ、この企業は救われないとということになるわけですね。しかも、ある意味でゼネコンなんかでよく言われますのは、おれらは一生懸命やつて利益を出してきたと、片一方は何がある意味ですさんな経営をやつて、あるいは別のところに手を出して頃いたと、それをある意味で

国が関与して助けると。そうしますと、こつちは競争力がある意味で出てくるわけですね。お金の、しかも注文をこちらに公共事業を重点的に出すこと、こういうことになるとまじめにやつていただけはなるんだというのがある意味での経営者の声もあるんですね。まともにやつている人たちの声でもあるんですね。

そうしますと、やはり今度助けるという意味でやるんであれば、そういう経営者の責任と、対象企業の経営者の責任というのはやっぱり徹底的にやつてもらいませんと、それは非常に不公平なことをやると、いうことだろうと思うんですね。ですから、そういう場合は、預金保険機構も出資をするわけですから、あるいはRCC等を活用してちゃんとやつていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

かります。ですから、先ほどのように犯罪ありと認められた場合は告発をするとか、あるいは場合によつては、例えばデット・エクイティ・スワップで株主の地位を取得したときは、場合によつては株主代表訴訟というようなものを提起することもこれもあり得ると思います。したがいまして、何といううんでしょうか、そこまで企業を悪化させた責任というものに対してもある程度それはできることはやつていくことが必要だろうとは思ふんです。

は、今まで日本のその事業再生という意味では、どちらかとどういふと例えればメーンバンクも追い貸しなんかをして、気付いた、ぎりぎりまで頑張つてしまつて、それで頑張らなきやいかぬといふで頑張つて、気付いたときにはもう手後れなようになり、やつぱりいろいろ関係の助力も得て思い切った整理をして、本来いい、何というんでしようか、事業ができるところに特化していくこうというようなことを早期にやはりやつてもらう、そういうその、何というんでしようか、手法と場といいますか、そういうことも我々はやつていただきたいといふうに考えておりまして、先ほどのようなもう今までいろいろ隠べいしておつて、気が付いてみてふた

○広野 ただし君 ところで、土木建設業あるいは不動産業におきましてはもう既に債権放棄が行なって、なら復活ができない、という企業がかなりうるさくなっていく。それで、どうもこの問題は、中期的に見ると、やはり債務超過の企業がかなり多くなるのではないかと見ています。それで、中期的には、やはり債務超過の企業がかなり多くなるのではないかと見ています。

されまして、このままにしておきたいと、大変な苦労を抱えておられるところでは御承知のとおりでござります。
そういう中で、もう倒産したところもありますし、収益性の一部高い本業の方に特化するとか、企業間の連携とか統合が始まっていることは、これまで御承知のとおりそれが自助努力していることもありますし、またこの再生機構による再生を目指すところも一つの選択肢としてあること現実でもございます。

そういうことで、国土交通省がどう関与するとということではないんですけれども、やはり安易な企業救済とならないよう、私どもは再生可能な企業に限つてこの再生支援事業のスキームの方にでもらいたいというのが正直な気持ちでもござります。そして、そのために国土交通省としましても建設業の再生に向けた基本指針というのを策定いたしまして、一般的な基準に加えまして事業規模の縮小又は二つ以上の企業の経営統合・事業の再編が行われること、そういうことの条件を付

けております。それから、再生が確実に行われ中途半端な再生とならないよう収益性、安定性、健全性の三つの観点を示す指標が三年以内に建設業の平均的な水準並みになると、こういうこととの政策支援の要件といたしておるところでございまして、安易な形での支援じゃなくてこうしたことを行つたことを再生機構の方にもお願いしているところでございます。

○副大臣（中馬弘毅君） 先ほど言いましたように、もう業界自体が一つの需要構造が非常に少なくなつてきているわけでござりますから、これを正直申しまして、つぶれるところはつぶれた方がいいという立場でも半分あるわけでございましたが、正にゾンビ企業になるような、そういうような企業を本当に復活させるとということにならんでしょうか。

○広野ただし君 私の立場は、先日も申し上げました
が、民がなすべきところは民に任せるということ
正に小泉総理の、正に企業の生き死にあるいは存
続について、法的整理をやるなら法的措置があ
りますからそこでやつていくこととあって、
政府が関与するべきではないと、そこに関与す
ることによって非常な不公平なものになつて
いくんではないかと、こういう立場なんですが。
そういう中で、やはりどうしてもそこに権力者が
介在をするというようなことになつて利権の温床
になるんではないかというおそれが、やつぱり心
配があるわけです。

この間も本会議場でお聞きしました。これは銀
河多うござりますから、何とか再生できることに
つきましては再生することは一つの社会的な責任
であるし、またその指導を一定の条件の下でする
ことも我々国土交通省の役目だと存じております。

行については、公的資金が入ったところについて
は、自民党さんは自潔をするという措置を現在
取つておられるんだと、こういうことであります。
じゃ、今度再生機構によつて救済される企業ある
いは債権を買い取つた銀行等から政治献金を受け
ることについてははどのようにお考えか、谷垣大臣、
平沼大臣、そしてまた国土交通副大臣にお伺いし
たいと思います。

○國務大臣(平沼赳氏君) 谷垣大臣と同じ答弁になりますけれども、産業再生機構が支援対象とする企業、そしてその関連企業からの献金については、政治資金規正法等の関係法令、これを従うのはもう当たり前のことのございまして、私もどもとしてはそこのところはしっかりと厳格にやつていかなければならぬと、このように思つております。

○副大臣(中馬弘毅君) 広野委員おっしゃることは当然でございまして、そうした政府から支援を受けながら政治献金というものは私はやるべきないと思つていて、今のところ、国民政治協会会にしたものを見ましても、十三年度におきましてはフジタが五千万しておりましたが、それも返したようございましたが、すべての債務免除企業、ゼネコン、これはゼロに十三年はなつております、現実問題で。

また、個人の場合におきましても、御承知のとおり、パートナーでは二十万円まで、それから政治献金といいますか、五万円以上は名前が出ます

から、今名前が出来ましたらもう逆に有権者からの批判も浴びますし、また出のを嫌がつてほとんどのところは出していないようございまして、現実問題としては、今のところ、裏献金は知りま

せんが、ともかくそういう形での、我々が把握する限りにおきましては、政治献金がこういうところから大きく出ているということは今ないようでございます。

○広野ただし君 ここにおそろいの大蔵及び有力閣僚といいますか、の方々は将来もあり、また非常に清潔な方々と私は信じておりますが、自民党内においてやはりこういう再生機関で救われた企業あるいは買い取った銀行というところからは献金は自肅をするという声を是非大きくしていただきたいと思います。

○委員長(田浦直君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(田浦直君) 次に、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。福田内閣官房長官。

○國務大臣(福田康夫君) ただいま議題となりました公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公正取引委員会の位置付けについては、平成十三年六月に閣議決定した今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針等において、「よりふさわしい体制に移行することを検討する。」としていたところであります。このたび、中央省庁等再編後の状況の変化等を踏まえ、公正取引委員会を総務省の外局から内閣府の外局に移

行させることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

この法律案は、内閣府設置法に基づいて公正取引委員会を置くこととし、また公正取引委員会は内閣総理大臣の所轄に属するものとするとともに、これに伴つて関係法律について所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、法律案は、施行期日を「平成十五年四月一日」として提案いたしておりますが、審議の現況を踏まえ、衆議院において「公布の日」に修正されておりますので御報告いたします。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(田浦直君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日行うことといたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項に改め、同条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十五条第五項中「国家行政組織法第七条第二項、第四項及び第五項並びに第二十一条(第五項を除く。)」を「内閣府設置法第十七条第二項から第八項まで」に改める。

第三十五条の二第四項中「総務省令」を「内閣府令」に改める。

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を削る。

第四条中第九十七号を削り、第九十八号を第九十七号とし、第九十九号を第九十八号とし、第一百号を第九十九号とする。

第二十八条第一項中「第一百号」を「第九十九号」に改める。

第三十三条中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第四章第三節中第三十二条を第三十一条とし、同節を同章第二節とする。

第四章第四節中第三十三条规定を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

第五条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のようにより改正する。

第五条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二節 公正取引委員会(第三十一

目次中 第三節 公害等調整委員会(第三十

第四節 消防庁(第三十二条)

二条) を「第二節 公害等調整委員会(第二十

一)」を「第三節 消防庁(第三十二条)

第三十条中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第三十三条中「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を削る。

第四条中第九十七号を削り、第九十八号とし、第九十九号を第九十八号とする。

第二十八条第一項中「第一百号」を「第九十九号」に改める。

第三十条中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第四章第三節中第三十二条を第三十一条とし、同節を同章第二節とする。

第四章第四節中第三十三条规定を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

第五条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改

正する。

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正」

第一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第二条 第二項中「国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百二十号)第三条第二項」を「内

(小字及び
——は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

第三条 第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

第五十七条の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「宮内庁」の下に「、公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会」

警察

法

を

第六十四条の表中「国家公安委員会」

第三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部改正

第一条の表国立国会図書館支部公正取引委員会図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部宮内庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部公正取引委員会図書館

公正取引委員会

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一
部改正)

第七条 行政機関が行う政策の評価に関する法律
(平成十三年法律第八十六号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「公正取引委員会及び」
を削る。

第六条第一項中「国家公安委員会、公正取引
委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会」
に改める。

(特定非営利活動促進法及び人権擁護法の一部
改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員
会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委
員会規則、国家公安委員会規則」に改める。

一 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七
号) 第四十四条の二

二 人権擁護法 (平成十五年法律第
六十八条第二項、第七十二条第三項、第七
十三条第三項、第七十八条第三項及び第七十
九条第三項)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律及び構造改革特別区域法の一部改
正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員
会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委
員会規則、国家公安委員会規則」に、「国家公
安委員会、公正取引委員会」を「公正取引委員
会、国家公安委員会」に改める。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用
に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)
第十二条

二 構造改革特別区域法 (平成十四年法律第百
八十九号) 第三十七条

附 則

(施行期日)

公布の日
平成十五年四月一日から施

第一条 この法律は、
行する。ただし、第八条(第二号に係る部分に
限る)の規定は、人権擁護法の施行の日又は
この法律の施行の日のいずれか遅い日から施行
する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際、現に総務省の外局
として置かれている公正取引委員会は、この法
律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引
の確保に関する法律第二十七条第一項の規定に
基づいて置かれる公正取引委員会となり、同一
性をもつて存続するものとする。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に関し必要な経過措置は、政令で定める。